

写

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 28 年 10 月

大分県人事委員会

人 委 第 9 1 0 号
平成28年10月6日

大分県議会議長 田 中 利 明 殿
大 分 県 知 事 広 瀬 勝 貞 殿

大分県人事委員会

委員長 石 井 久 子

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、
一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定に
ついて別紙第2のとおり勧告します。

報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与及びその決定に関係のある民間の給与、生計費その他の諸条件並びに公務運営上の諸課題等について調査研究を行ってきたが、その概要を次のとおり報告する。

1 職員の給与

本委員会が実施した「平成28年職員給与等実態調査」の結果によれば、本年4月における職員数は15,502人であり、その平均年齢は44.3歳、性別構成比は男性62.5%、女性37.5%、学歴別構成比は大学卒84.0%、短大卒4.1%、高校卒11.9%、中学卒0.0%となっている。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員の数は4,257人であり、その平均年齢は42.7歳、性別構成比は男性71.9%、女性28.1%、学歴別構成比は大学卒70.7%、短大卒5.3%、高校卒24.0%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、研究職、医療職(一)、医療職(二)、海事職、公安職、教育職(一)及び教育職(二)の8種類の給料表が適用されているが、このうち行政職給料表適用職員の本年4月における平均給与月額は358,680円となっており、高等学校及び小・中学校の教育職員、警察官等を含めた職員全体では390,278円となっている。

職員の給与は、近年、民間企業が厳しい状況にあったこと等を反映して、平成11年に年間給与が減少に転じて以降、平成19年を除き、減少又は据置きとなっていたが、平成26年は、民間事業所における賃金引上げの動き等を反映し、月例給及び特別給の引上げとなった。平成27年は、平成26年と同様に月例給及び特別給の引上げとなったが、昨年4月に実施された給料表水準の引下げにより年間給与が減少となった。

なお、昨年の改定後の年間給与は、職員のモデル例で見ると、年間給与が減少に転じる前の平成10年の年間給与に比べ、行政職係長級（40歳・配偶者・子2人）で15.9%の減少、行政職課長補佐級（50歳・配偶者・子2人）で20.6%の減少となっている。

(参考資料 1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の376の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した135の事業所を対象に「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する5,218人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査するとともに、民間事業所における直近1年間の特別給の支給実績及び各民間企業における給与改定の状況等について調査した。

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

新規学卒者（事務・技術関係）の採用を行った事業所は、大学卒で24.3%、高校卒で16.3%となっており、初任給の平均額は、大学卒で184,560円、高校卒で152,330円となっている。

(2) 給与改定の状況

表1に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は23.3%、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%となっている。

表1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	23.3	11.1	0.0	65.6
課 長 級	19.5	9.8	0.0	70.7

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、表2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は88.6%となっている。昇給額については、昨年比べて増額となっている事業所の割合は23.8%、減額となっている事業所の割合は8.7%となっている。

表2 民間における定期昇給の状況

(単位：%)

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	90.8	88.6	23.8	8.7	56.1	2.2	9.2
課 長 級	80.1	77.8	19.6	7.2	51.0	2.3	19.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、表3に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均692円(0.19%)下回っていた。

表3 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
365,531円	364,839円	692円 (0.19%)

(注) 1 民間における事務・技術関係職種の従業員の給与と行政職給料表適用職員の給与をラスパイレ方式によって比較したものである。

2 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、表4に示すとおり、年間で所定内給与月額の4.28月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.20月)が民間事業所の特別給を0.08月分下回っていた。

表4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)	322,396 円
	上 半 期 (A 2)	320,098
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)	697,077 円
	上 半 期 (B 2)	679,314
特別給の支給割合	下 半 期 $\frac{(B 1)}{(A 1)}$	2.16 月分
	上 半 期 $\frac{(B 2)}{(A 2)}$	2.12
	年 間	4.28 月分

(注) 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.20月である。

4 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国では0.3%下落しているが、大分市では0.0%と横ばいになっている。

また、本委員会が総務省統計局による家計調査を基礎に算定した本年4月における大分市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ165,990円、190,830円、215,680円となっている。

(参考資料 3 生計費及び労働経済関係 参照)

5 人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する報告及び勧告、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。その概要は、別記のとおりである。

6 本年の給与の改定

職員の給与決定に係りのある基礎的諸条件は、以上のとおりである。

職員給与と民間給与の比較を行った結果、月例給については、前記のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均692円(0.19%)下回っていた。また、特別給については、前記のとおり、職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を0.08月分下回っていた。

一方、人事院においては、本年の民間給与との較差に基づき国家公務員の月例給を引き上げるとともに特別給の支給月数を引き上げるよう勧告しており、他の都道府県においては、民間給与との較差並びに人事院の報告及び勧告等を考慮して対応することが考えられる。

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、民間給与との較差、人事院の報告及び勧告並びに他の都道府県の動向等を考慮して報告及び勧告を行っており、本年も例年と同様に、これらの諸情勢を総合的に勘案し、職員の給与について次のとおり所要の改定を行う必要があると判断した。

(1) 月例給

ア 給料表

現行の給料表(教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)を除く。)については、俸給表の改定に関する人事院勧告に準じて、初任給を1,500円程度引き上げる等の若年層に重点を置いた引上げ改定を行う必要がある。

現行の教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

イ 諸手当

初任給調整手当については、人事院勧告に準じて所要の改定を行う必要がある。

月例給の改定については、以上のとおりである。

昨年は、解消されずに残る1,487円*の民間給与との較差について、地方公務員法の趣旨を踏まえて検討を行った結果、解消するための措置を講ずべきとの判断には至らなかった。本年は、給料表の引上げ改定を行っても、民間給与との較差が171円*解消されずに残ることとなる。こうした経緯を踏まえた上で、本年解消されずに残る171円*の較差について慎重に検討を行った。

職員給与を定めるにあたっては、地方公務員法に定めるいわゆる「均衡の原則」により、民間給与だけでなく、公務としての類似性の観点から、国家公務員や他の都道府県の職員の給与についても考慮することとされており、その他の事情等とあわせて総合的に勘案することが求められている。

まず、国家公務員の給与については、地域手当の支給されていない大分県内に勤務する国家公務員の給与を考慮することが求められるが、現在は均衡していると考えられる。次に、他の都道府県の職員の給与についてであるが、現在、本県の職員の給与水準は、他の都道府県の職員の給与水準と比べてもほぼ適正な水準にある。さらに、これまでの勧告においても諸情勢を総合的に勘案した上で、例えば、昭和60年に1,620円*の較差を解消しない勧告を行う一方で、昭和58年には較差を811円*上回る勧告を行うなど、必ずしも民間給与との較差を完全に解消する勧告を行ってきたものではない。

このようなことを総合的に勘案した結果、当該較差を解消するための措置を講ずべきとの判断には至らなかった。

なお、国家公務員の俸給表水準の引下げに準じて昨年4月に実施された給料表水準の引下げに伴う経過措置額の段階的な解消による影響については、今後も引き続き留意し、その時々々の諸情勢を総合的に勘案して対応を検討する必要がある。

※ 金額は、各年における民間給与との較差と、行政職給料表適用職員の平均給与月額を基に試算した改定額との差である。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の年間支給割合との均衡を図るため、人事院勧告に準じて、支給月数を0.1月分引き上げ、4.30月分とする必要がある。

また、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて勤勉手当に配分することとし、本年度については12月期の勤勉手当に、平成29年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分する必要がある。

なお、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要がある。

(3) その他の事項

人事院は、仕事と家庭の両立支援の観点から、介護時間の新設や介護休暇の見直しを内容とする一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告を行うとともに、介護時間や介護休暇、育児休業等で勤務しなかった時間の昇給制度や勤勉手当における取扱いを見直すこととしている。本県においても、人事院の報告の趣旨を踏まえ、人事院規則等の改正内容に準じて所要の措置を講ずる必要がある。

また、再任用職員の勤勉手当の取扱いについては、任命権者において人事院の報告の趣旨を踏まえ、対応を検討する必要がある。

7 国家公務員の配偶者に係る扶養手当の見直しに準じた給与の改定

人事院は、本年の官民の給与較差等に基づく給与改定のための勧告に加え、民間企業及び国家公務員における配偶者に係る手当をめぐる社会状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る扶養手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで引き下げるとともに、子に係る扶養手当額を引き上げる報告及び勧告を行った。これは情勢の変化を踏まえた上で、国家公務員の扶養手当制度が見直されるものであり、他の都道府県においても、こうした人事院勧告等の趣旨を踏まえた報告及び勧告とその実施が想定される。

本県においても、国家公務員と同様に配偶者を扶養親族とする職員の割合は減少傾向にある。一方で、本年の職種別民間給与実態調査の結果によると、本県の事業所における配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況や家族手当の手当額の定め方については、人事院とは異なる状況にあるが、国や他の都道府県の動向を踏まえると、職員の扶養手当について、人事院の報告及び勧告に準じて所要の改定を行う必要がある。

なお、この改定は、人事院勧告に準じて平成29年4月1日から実施する必要があるが、受給者に与える影響を考慮し、改定を段階的に実施する特例措置を講ずる必要がある。その際、その実施方法については、本県の実情を踏まえ、慎重に検討する必要がある。

8 公務運営の改善に関する課題

地方公共団体には、持てる人的資源を活かし、高度化・多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応していくことが求められている。

また、将来にわたって活力のある組織を維持するため、全ての職員がそれぞれの能力

や経験等を十分に発揮して活躍できるよう、働き方改革を進める必要がある。

このような中、任命権者においては、公務運営の改善に関する課題について解決に向けた取組を進めるとともに、採用から退職に至るまでの人事管理全般の在り方について、中・長期的な視点を踏まえて検討を行うことが肝要である。

(1) 能力・実績に基づく人事管理の推進

能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、本年4月に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が施行され、地方公共団体においても、人事評価制度を導入し、その結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとなった。

任命権者においては、制度の導入により、所属長等評価者との面談等を通じて、職員一人ひとりの能力や職務上の成果を客観的かつ公正・公平に評価し、その結果を任用や給与などに反映させることで、職員の能力と意欲を高めるとともに組織力の向上を図ることが重要である。そのためには、評価者研修の充実を図るなど客観的で公平性や透明性が高く、納得性のある人事評価制度の確立に向けて引き続き努力していく必要がある。なお、本委員会としても引き続き任命権者における取組状況を注視していくこととしたい。

また、育児・介護等の事情により、働き方に時間的制約を抱える職員が増えることが見込まれる中、限られた人的資源の下で組織全体のパフォーマンスを向上させるためには、それぞれの事情や能力・実績等に応じ、在職期間を通じて十分に活躍できるようにすることが重要である。一般的なキャリア形成の時期や方法にとらわれず、家庭生活に負担がかかる時期には、職員の状況に応じて業務の量や職場環境等を考慮し、また、その負担が軽減した際には他の職員と同様に適正な人事配置に努めるなど、これまで以上に柔軟な人事管理に取り組むことも必要である。

(2) 人材の確保と活用

ア 多様で有為な人材の確保

高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、公務員としての優れた資質や高い能力を有する多様で有為な人材の確保が重要である。

そのためには、より多くの受験者の中から、人物重視の観点で採用する必要がある

るが、公務を取り巻く状況が厳しさを増している中で、若年人口の減少、民間企業の採用拡大、国や他の地方公共団体との競合などにより、技術系職種を中心に受験者の確保は厳しい状況が続いている。

本委員会では、任命権者と連携して県職員採用募集ガイダンスや県内外の大学訪問等を充実させ、大分県職員として働くことの魅力や働きがいを広く伝えることにより受験者の確保に努めるとともに、多様で有為な人材の確保に向けて、人物重視の採用試験の実施にも取り組んでいるところである。

また、平成24年度から社会人経験者の採用試験区分を設け、民間企業等における経験により培われた広い視野等を持った人材の確保にも取り組んでいるが、引き続き優れた資質・能力を持った人材を幅広く積極的に確保するため、対象職種の拡大や受験対象年齢の引上げなど、今後とも採用試験の見直しに取り組んでいく必要がある。

イ 政策県庁を担う人材の育成

本県では、平成27年10月に策定した長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」に掲げる政策の実現を下支えするために、「大分県行財政アクションプラン」を策定し、組織・機構の見直しや人材の育成・活用などに取り組むこととしている。

知事部局においては、職員一人ひとりの意欲や能力を向上させることにより、最小限のコストで最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、キャリアプランに基づく能力開発支援や民間企業・国・他県・市町村等との人事交流など政策県庁を支える人材の育成に努めているところである。

また、教育委員会においては、平成23年10月に策定し、本年3月に改訂した「大分県公立学校教職員の人材育成方針」に沿って、児童生徒の学力や体力の向上のため、教職員の一層の資質・能力向上、意識改革、人材活用等の取組が進められている。

任命権者においては、引き続き、職員の自己啓発を促すとともに、職場における職務を通じた研修（OJT）や大分県自治人材育成センター等が行う職場を離れての研修（Off-JT）を通じた職員の育成に努めていくことと併せて、人事評価制度を活用し、職員それぞれに応じた人材育成に取り組むことが必要である。

職員においても、自らの職務行動を振り返り、専門能力等の職務能力の向上に主

体的・自発的に取り組むことが重要となってきた。

近年は、採用者数が多い状況が続いており、これからの政策県庁を担う若手職員の育成がますます重要な課題となっている。任命権者においては、人材育成の基本である職場研修が若手職員一人ひとりの特性や知識・技術等に合わせて効率的・効果的に行われるよう、人事評価に係る評価者研修の場などにおいて、管理監督者に人材育成における自らの責務や役割を認識させるとともに、組織的に若手職員を育てる仕組みを構築していくことが必要である。

ウ 女性職員のキャリア形成・登用

職員に占める女性職員の割合は年々増加傾向にあり、本年4月における行政職40歳以下の職員に占める女性の割合は35.8%となっている。そのため、女性管理職の登用が課題となる中、女性職員の活躍の場を広げ、更なる職域拡大や研修等の充実、管理職への登用に向けた取組など、計画的な人材育成が求められる。

任命権者においては、これまでも女性職員について幅広い職務経験を通じたキャリア形成や管理職の登用に努めるとともに、メンター制度の活用やセミナーの開催などを通じて、その支援に積極的に取り組んできたところである。

本年3月には、「大分県女性職員活躍推進行動計画」が策定され、任命権者においては管理職の女性割合の引上げなどを目標に掲げており、今後も、計画に沿って、女性職員が活躍できる環境整備に努めるとともに、女性職員のキャリア形成・登用を更に積極的に行い、県の施策・方針決定過程への参画をより一層促進する必要がある。

(3) 働き方改革と勤務環境の整備

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、女性の就業の増加に伴って、従来型の働き方を見直す機運が高まりつつある。本県においても、全ての職員がそれぞれの能力や経験等を十分に発揮して活躍できるよう、仕事と家庭の両立支援制度の充実や長時間労働の是正等の働き方改革を進めることが重要である。このことは、人材の安定的な確保や職員の士気向上、仕事の質や効率の向上にも資するものである。

なお、このような働き方改革は、業務の合理化・効率化、テレワークの推進、事務事業の見直し等と一体として進める必要がある。

ア 総実勤務時間の短縮

時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進による総実勤務時間の短縮は、ワーク・ライフ・バランスを推進する上で最も重要な課題であり、本委員会としても毎年の報告で繰り返し指摘している。

時間外勤務の縮減については、任命権者や所属などにおいて従来から取り組んでいる超勤縮減宣言の策定、定時退庁日の設定、研修などを通じた意識改革と仕事のやり方の見直しなどに加え、所属長と職員双方の視点から職場環境を振り返る「ワーク・ライフ・バランス推進のための職場環境点検」の実施などが行われているところであるが、依然として一部に長時間の時間外勤務が行われている実態が見受けられる。

このため、任命権者においては職員の負担軽減に向けた取組を一層徹底する必要があり、スクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の徹底的な見直しを行い、組織全体として業務量削減や事務事業の見直しに取り組んだ上で、業務量に応じた適正な職員配置に努めるとともに、時間外勤務に対する意識改革を含めた業務の合理化・効率化の取組を行うことが必要である。

管理監督者においては、改めて自らの責務を自覚した上で、職員の勤務時間の実態や業務量等を的確に把握し、特定の職員に過度の負担がかからないよう負担の平準化に努めることが必要である。また、時間外勤務を命ずる場合には、その必要性及び緊急性を十分に吟味し、適切な事前命令の手続を行うとともに、時間外勤務を命じていない職員には退庁を促すなど、リーダーシップを発揮して時間外勤務の縮減に取り組むことが必要である。併せて、年次有給休暇等を取得しやすい職場の雰囲気づくりにも努める必要がある。

職員においては、健康や労働意欲を維持し、勤務時間に対するコスト意識を持って計画的な時間配分に努めるとともに、効率的・効果的な業務遂行が求められる。今後ともそれぞれが、主体的かつ不断に時間外勤務を縮減する意識を持ち、その実現に努めていくことが重要である。

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、本年6月の文部科学省の通知では、教員の長時間勤務の改善が課題とされており、省内に設置された「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」による報告において、部活動における休養日の設定の徹底をはじめとした運営の適正化や勤務時間管理の適正化の必要性等が示されて

いる。本県においては、「学校現場の負担軽減ハンドブック」を活用し、業務の簡素化や効率化が進められてきたところであるが、今後も学校現場の実態を踏まえながら、市町村教育委員会とも連携し、教職員の負担軽減につながる実効性のある取組を更に進めていくとともに、教職員の負担軽減に向けた国の動向等を注視していく必要がある。

また、年次有給休暇については、全職種の平均取得日数が平成26年の10日3時間から昨年は10日5時間となった。任命権者においては、年次有給休暇の取得しやすい環境をより一層整備し、引き続き休日や夏季における特別休暇等と組み合わせた計画的・連続的使用の促進に努める必要がある。

イ 仕事と家庭の両立支援

女性、男性を問わず、育児・介護を行う職員が仕事と家庭の両立を図ることができるよう、職場全体で支援していくことは、ワーク・ライフ・バランスや少子化対策の推進、女性の活躍推進の観点から重要な取組である。

本県においても、これまでに育児休業や部分休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇制度等、両立支援に係る制度が導入されてきたところである。このような中、育児や介護と仕事の両立がしやすい就業環境となるよう育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成28年法律第17号。以下「育児・介護休業法」という。)等の法律が本年3月に改正され、来年1月から施行されることとなっている。これを受けて、人事院は、国においても同様の改正を行うよう意見の申出等を行ったところである。本県においても同様に、関係法令の改正や国の動向等に留意しながら所要の検討を行う必要がある。

一方で、「大分県特定事業主行動計画(第3期)」において、男性職員の育児休業等の取得率を100%にすることを目標に取り組んでいるところであるが、本県の昨年度における育児休業等の取得率は、女性職員が100%であるのに対して、男性職員は、知事部局等で59.3%、教育委員会で63.0%、警察本部で71.1%となっており、目標には及んでいない。

任命権者においては、この行動計画に基づき、所属長のマネジメントの下、子育てをしやすい職場環境を整えるための取組を実施しているところであるが、家庭における男女の役割分担に関する意識を変え、女性の活躍を推進する観点からも、目標達成に向けて引き続き積極的に取り組む必要がある。

育児・介護のための両立支援策が、職員にとって利用しやすく、効果的に活用されるためには、職員全員がワーク・ライフ・バランスの大切さを認識し、その推進に取り組むことが重要であり、任命権者においては、職員全員の意識啓発を図りながら、職場全体で支援する勤務環境づくりに更に努めることが必要である。

(4) 職員の心身の健康管理

職員が心身ともに健康であることは、職員本人やその家族にとって大切なことであり、公務において職員が持てる能力を十分に発揮するためにも重要である。職員の健康増進のため、任命権者において様々な健康管理対策が行われているが、近年は有所見者（「要経過観察」以上）率が高い50歳台の職員の割合が増加していることに加え、年金支給開始年齢の引上げにより60歳台の再任用職員が増加してきており、職員の健康管理がますます重要になっている。

身体健康管理対策については、定期健康診断等により職員の健康管理を行い、「要精密検査」と「要治療」の結果が出た職員に対しては、医療機関に速やかに受診させることとしている。精密検査において重大な疾病が発見されている事例もあることから、引き続き任命権者等において受診の徹底を図るとともに、疾病による在職死亡の防止や健康サポート体制の充実に向けた取組を進めていくことが必要である。

心の健康管理対策については、これまでもストレス診断システム、ストレス健康相談、カウンセリング相談、研修会など様々な取組が行われているところであるが、近年はストレス健康相談等の利用者数が増加していることから、引き続き予防・早期発見に重点を置いたメンタルヘルス対策が重要である。

任命権者においては、心の問題が生じる要因の調査・分析に基づき、職員のストレスに対処する能力の向上、管理監督者による支援体制の強化、相談窓口の多様化等を図り、重層的に予防・早期発見・早期対応ができる環境を整えていくとともに、円滑な職場復帰と再発防止の観点から職員を支援することが必要である。

学校現場においては、「こころのコンシェルジュ」による巡回相談や管理監督者の健康管理意識を高めるための研修を強化するなどの取組により、精神疾患による病気休職者は5年前の平成23年4月の55名から本年4月の32名へと減少しており、引き続き取組を進めていくことが必要である。

なお、長時間の時間外勤務により、心身の疲労が蓄積し、身体のみならず心の健康にも害を及ぼすことが懸念されることから、管理監督者は長時間勤務を行う者を的確

に把握し、面接指導等適切な措置を講じることにより、職員の心身の健康保持に努める必要がある。

特に、平成28年熊本地震など不測の事態に伴い発生する業務に対応する職員については、産業医の面談等により健康管理に十分留意する必要がある。

(5) ハラスメントの防止

パワー・ハラスメント等のハラスメントは、職場内秩序を乱し、業務運営に支障を生じさせる要因となり得るだけでなく、職員の人格や尊厳を傷つける行為であり、職員の勤務環境や健康が害される原因となるものである。

任命権者においては、研修等を通じたハラスメント防止に関する意識啓発やきめ細かな相談対応など、引き続き発生防止と排除のための取組を進め、良好な勤務環境の確保に努めていく必要がある。

育児・介護休業法等の改正により、民間においては、来年1月から、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする上司・同僚による嫌がらせ等を防止する措置を講じることが事業主に新たに義務付けられることとなっている。このことを踏まえ、本県においても同様の防止策が講じられるよう所要の措置を講じる必要がある。

また、性的指向や性自認に関する正しい理解の促進等が社会的課題となっているが、性的指向や性自認をからかいの対象とする言動等もセクシュアル・ハラスメントに当たることから、研修会等の機会を活用するなどして職員に対して周知を図っていく必要がある。

(6) 公務員倫理の保持

県民中心の県政を推進する上では、県民の信頼を確保することが最も重要であり、職員は、常に公務員としての自覚と節度を保ちつつ、勤務時間の内外を問わず、信用を失墜することのないように自戒する必要がある。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、引き続き、職場での指導や研修などを通じて職員への法令遵守及び服務規律の徹底を図る必要がある。

また、職員においては、県職員であることを常に自覚し、県民全体の奉仕者として、高い倫理観・使命感を保持するとともに、厳正な服務規律の下で、公務の公正かつ効率的な執行に努め、県民の信頼と期待に応えていくことが肝要である。

(7) 雇用と年金の接続

平成25年4月から公的年金の報酬比例部分に係る支給開始年齢の段階的な引上げが始まり、60歳定年制度のままでは、定年退職後、公的年金が支給されず無収入となる期間が生ずることから、国家公務員については、平成25年3月の閣議決定により、当面、再任用制度の仕組みを活用し、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされた。

本年4月からの年金支給開始年齢の62歳への引上げに当たっては、昨年12月の閣議において、引き続き、定年退職する職員を再任用することにより対応することが適当との考えが示された。また、今後、再任用職員の増加が見込まれることを踏まえ、再任用職員の能力及び経験をより一層本格的に活用するための方策の検討に取り組むこととされた。

本県においても、国家公務員と同様に再任用制度の仕組みを活用しているところであるが、年金支給開始年齢が62歳に引き上げられたことにより、再任用を希望する者が一段と増加するとともに在職期間も更に長期化することが見込まれる。

任命権者においては、引き続き、本県におけるこれまでの再任用の状況を検証しながら、再任用職員の職域開拓を一層進めるとともに、職員が働きがいを実感でき、長年培ってきた能力と経験を十分に発揮できる人事管理及び再任用制度となるよう取り組む必要がある。

9 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

職員の使命は、県民の期待と信頼に応えることであり、常日頃の業務に真摯に取り組むことはもちろんのこと、特に大規模災害等の発生時においては、熱意や使命感を持って対応することが求められている。平成28年熊本地震による災害では、全庁を挙げて多くの職員が昼夜を分かたず災害対応に全力で取り組むとともに、この地震で大きな被害を受けた熊本県における避難所の運営や役場機能の復旧等、現地での支援にもあたるなど、大いに奮闘したところである。今後も引き続き、この災害からの復旧、復興に全力で取り組むことが求められている。

さらに、職員は、県民中心の県政の基本に立った「安心・活力・発展」の大分県づくりを更に推進するため、昨年10月に策定された長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の着実な実行に尽力するなど、それぞれの職場において、高い士気を持って困難な諸課題に粘り強く取り組んでいる。

人事委員会の勧告を通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別記

人事院の報告及び勧告並びに意見の申出の概要

【職員の給与に関する報告及び勧告】

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.17%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

I 給与勧告制度の基本的考え方

1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いて比較
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査（完了率87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708円 0.17%〔行政職（一）…現行給与410,984円 平均年齢43.6歳〕

〔俸給448円 本府省業務調整手当206円 はね返し分（注）54円〕

（注）俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月（公務の支給月数 4.20月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表（一）

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ

（係長級：4%→4.5%相当額、係員級：2%→2.5%相当額）

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
28年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.80月（支給済み）	0.90月（現行0.80月）
29年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.85月	0.85月

[実施時期]

・月例給：平成28年4月1日 ・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

2 配偶者に係る扶養手当の見直し（平成29年4月1日から段階実施）

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）

- ・ 本府省課長級（行（一）9・10級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級（行（一）8級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

3 専門スタッフ職俸給表4級の新設（平成29年4月1日実施）

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定（昇給号俸数は1号俸）。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

4 その他

(1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

【国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告】

○ 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成29年1月実施）

- ① 介護休暇の分割（3回まで可能）
- ② 介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

1 改正概要

(1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

(2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

2 実施時期

平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）

3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

【公務員人事管理に関する報告】

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を發揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面で

も引き続き必要な点検

(2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

(2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラを防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第43号）を改正することを勧告する。

I 平成28年の給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,800円とすること。

(イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を50,600円とすること。

イ 勤勉手当について

(ア) 平成28年12月期の支給割合

a 特定管理職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.9月分（再任用職員にあっては、0.425月分）とすること。

b 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.1月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

(イ) 平成29年6月期以降の支給割合

a 特定管理職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（再任

用職員にあっては、それぞれ0.4月分) とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.5月分) とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

II 国家公務員の配偶者に係る扶養手当の見直しに準じた給与改定のための職員の給与に関する条例の改正

扶養手当

- 1 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（2において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第12条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。
- 2 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。
- 3 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- 4 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

III 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(2)のイの(ア)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成28年12月1日から、Iの1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイ並びにIIについては平成29年4月1日から実施すること。

2 扶養手当の改定に伴う特例措置

IIによる扶養手当の改定に伴い、所要の特例措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200

	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
再任 用職 員以 外の 職員	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400				
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700				
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000				
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200				
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400				
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700				
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000				
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200				
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400				
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500					
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800					
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000					

89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200					
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500					
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
94		294,000	341,800	380,700	392,500					
95		294,400	342,300	381,100	392,800					
96		294,800	342,700	381,500	393,000					
97		295,000	342,800	381,800	393,200					
98		295,300	343,300	382,300						
99		295,700	343,700	382,700						
100		296,100	344,000	383,100						
101		296,300	344,300	383,400						
102		296,600	344,700							
103		297,000	345,100							
104		297,300	345,500							
105		297,500	346,000							
106		297,800	346,400							
107		298,200	346,800							
108		298,500	347,200							
109		298,700	347,700							
110		299,100	348,100							
111		299,500	348,400							
112		299,800	348,700							
113		299,900	349,200							
114		300,200								
115		300,500								
116		300,900								
117		301,100								
118		301,300								
119		301,600								
120		301,900								
121		302,300								
122		302,500								
123		302,800								
124		303,100								
125		303,400								
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、臨時職員及び非常勤職員を除く。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200

	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
	45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
	54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
	58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
	59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
再任用職員以外の職員	60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
	61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
	62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
	63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
	64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
	65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
	66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
	67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
	68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
	69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
	70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
	71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
	72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
	73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
	74	261,200	317,800	387,800		
	75	262,600	318,900	388,400		
	76	263,700	320,000	389,100		
	77	264,800	321,100	389,800		
	78	266,000	322,100	390,400		
	79	267,300	323,000	391,000		
	80	268,400	323,900	391,600		
	81	269,800	325,000	392,200		
	82	271,100	325,800	392,800		
	83	272,400	326,500	393,400		
	84	273,600	327,300	394,000		
	85	274,700	327,800	394,500		
	86	275,800	328,300	395,000		
	87	277,100	328,800	395,500		
	88	278,300	329,300	396,200		

	89	279,300	329,600	396,600		
	90	280,500	330,100			
	91	281,600	330,600			
	92	282,800	331,100			
	93	283,800	331,400			
	94	284,800	331,800			
	95	285,800	332,300			
	96	286,800	332,800			
	97	287,300	333,300			
	98	288,200	333,800			
	99	288,900	334,300			
	100	289,800	334,800			
	101	290,700	335,300			
	102	291,400	335,800			
	103	292,100	336,300			
	104	292,800	336,800			
	105	293,500	337,300			
	106	294,000	337,700			
	107	294,500	338,200			
	108	295,000	338,600			
	109	295,200	339,100			
	110	295,600	339,500			
	111	295,900	340,000			
	112	296,200	340,400			
	113	296,500	340,900			
	114	296,800	341,300			
	115	297,100	341,800			
	116	297,400	342,200			
	117	297,700	342,700			
	118	298,100	343,100			
	119	298,400	343,500			
	120	298,800	343,900			
	121	299,100	344,300			
再任用職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900

	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
再任 用職 員以 外の 職員	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800	
66		468,700	520,600		
67		469,400	521,300		
68		470,100	522,200		
69		470,500	523,100		
70		471,200	523,900		
71		471,900	524,800		
72		472,600	525,700		
73		473,000	526,500		
74		473,600	527,400		
75		474,300	528,300		
76		475,000	529,000		
77		475,400	529,800		
78		476,000	530,700		
79		476,600	531,600		
80		477,100	532,500		
81		477,700	533,300		
82		478,200	534,200		
83		478,700	535,100		
84		479,200	536,000		
85		479,600	536,800		
86		480,200	537,700		
87		480,600	538,600		
88		481,100	539,500		

	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200

	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
再任 用職 員以 外の 職員	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	405,500	
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	405,800	
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	406,100	
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	406,300	
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	406,600	
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	406,900	
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	407,200	
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	407,400	
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
	86		288,700	324,600	345,500	387,100		
	87		288,900	324,800	345,800	387,500		
	88		289,100	325,200	346,100	387,900		

89		289,500	325,600	346,500	388,300		
90		289,700	326,000	346,800	388,800		
91		289,900	326,400	347,200	389,200		
92		290,100	326,800	347,500	389,600		
93		290,500	327,100	347,900	390,000		
94		290,700	327,300	348,200	390,500		
95		290,900	327,700	348,500	390,900		
96		291,200	328,000	348,800	391,300		
97		291,600	328,200	349,100	391,700		
98		291,900	328,500	349,500			
99		292,100	328,800	349,900			
100		292,400	329,100	350,300			
101		292,700	329,300	350,800			
102		292,900	329,600	351,200			
103		293,100	330,000	351,600			
104		293,400	330,200	352,000			
105		293,700	330,300	352,500			
106			330,600				
107			331,000				
108			331,200				
109			331,400				
110			331,800				
111			332,200				
112			332,600				
113			332,800				
再任用職員	187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考 この表は、保健所、県立学校、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海事職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	145,100	169,900	223,600	267,700	316,700	353,700
	2	146,100	172,200	225,800	269,500	318,700	356,000
	3	147,200	174,700	227,800	271,300	320,800	358,200
	4	148,200	177,000	229,900	273,100	322,900	360,700
	5	149,200	179,400	231,900	274,400	325,100	362,900
	6	150,500	181,900	234,000	276,300	327,000	366,000
	7	151,800	184,300	236,100	278,100	328,600	369,200
	8	153,100	186,900	238,200	279,900	330,300	372,100
	9	154,200	189,100	240,400	281,400	331,900	375,000
	10	155,700	191,500	242,300	283,900	334,200	378,100
	11	157,300	193,900	244,200	286,100	336,500	381,200
	12	158,800	196,400	246,100	288,300	339,000	384,200
	13	160,100	198,900	248,000	290,900	341,100	387,100
	14	161,600	201,500	249,900	293,500	343,400	389,800
	15	163,100	204,200	251,700	295,700	345,700	392,600
	16	164,700	206,800	253,600	298,100	348,100	395,300
	17	166,100	209,200	255,300	300,400	350,500	398,100
	18	167,800	211,900	257,200	302,600	353,000	400,100
	19	169,500	214,600	259,100	304,800	355,400	402,100
	20	171,200	217,300	261,000	306,900	357,800	404,200
	21	172,800	219,900	262,500	308,900	360,200	405,900
	22	174,800	221,500	264,100	310,100	362,600	407,800
	23	176,700	223,100	265,600	311,200	364,800	409,700
	24	178,600	224,700	267,100	312,400	367,100	411,700
	25	180,300	226,200	268,600	313,700	369,400	413,300
	26	182,100	227,700	270,200	315,300	371,800	414,900
	27	183,900	229,200	271,600	316,800	374,200	416,700
	28	185,700	230,500	273,100	318,400	376,500	418,400
	29	187,300	232,100	274,500	319,700	378,600	419,500
	30	189,400	233,200	275,900	321,300	380,700	421,100
	31	191,500	234,300	277,300	322,900	382,900	422,600
	32	193,600	235,400	278,500	324,600	385,000	424,200
	33	195,500	236,600	279,500	326,200	386,900	425,800
	34	197,400	237,500	280,900	327,800	388,600	427,100
	35	199,300	238,400	282,000	329,100	390,300	428,400
	36	201,200	239,300	283,300	330,600	392,100	429,600
	37	203,000	240,000	284,300	332,100	393,800	430,800
	38	204,600	240,800	285,500	333,700	395,200	431,800
	39	206,200	241,600	286,300	335,300	396,700	432,800
	40	207,800	242,500	287,300	336,700	398,200	433,800

	41	209,200	243,500	288,400	338,200	398,900	434,200
	42	210,800	244,400	289,400	339,600	400,200	434,800
	43	212,400	245,300	290,300	341,100	401,400	435,500
	44	214,000	246,200	291,000	342,600	402,800	436,200
	45	215,400	247,000	291,900	344,000	404,200	436,800
	46	216,700	247,900	293,100	345,400	405,600	437,100
	47	217,900	248,700	294,200	346,800	407,000	437,700
	48	219,200	249,600	295,600	348,200	408,300	438,300
	49	220,600	250,000	297,000	349,300	409,600	438,700
	50	221,800	250,700	298,100	350,700	410,500	439,400
	51	223,000	251,300	299,200	352,100	411,400	440,100
	52	224,100	251,900	300,100	353,500	412,300	440,800
	53	225,400	252,100	301,200	354,900	412,500	441,400
	54	226,700	252,700	302,200	356,300	412,900	442,100
	55	227,900	253,100	303,300	357,600	413,400	442,800
	56	229,100	253,800	304,200	359,000	413,900	443,400
再任 用職 員以 外の 職員	57	230,200	254,100	305,400	359,800	414,300	443,800
	58	231,400	254,800	306,500	361,000	414,500	444,500
	59	232,600	255,200	307,600	362,100	415,100	445,200
	60	233,800	255,800	308,700	363,400	415,600	445,900
	61	235,000	256,400	309,400	364,500	416,000	446,300
	62	236,100	256,900	310,100	365,100	416,600	446,600
	63	237,000	257,400	310,900	365,600	417,200	446,900
	64	238,100	258,000	311,700	366,200	417,800	447,200
	65	238,700	258,400	312,200	366,600	418,400	447,400
	66	239,700	258,800	312,900	367,100	419,000	447,700
	67	240,500	259,000	313,500	367,600	419,500	448,000
	68	241,600	259,500	314,100	368,100	420,100	448,300
	69	242,400	259,800	314,900	368,300	420,700	448,500
	70	243,200			368,600	421,200	448,800
	71	243,900			369,000	421,800	449,100
	72	244,800			369,300	422,400	449,300
	73	245,600			369,800	422,900	449,500
	74	246,300			370,000	423,500	
	75	246,800			370,500	424,000	
	76	247,400			371,000	424,600	
	77	247,700			371,400	425,100	
	78	248,200			371,900	425,700	
	79	248,800			372,400	426,400	
	80	249,500			372,900	427,000	
	81	249,900			373,400	427,300	
	82	250,300			373,800	427,900	
	83	250,500			374,300	428,600	
	84	251,000			374,800	429,200	
	85	251,300			375,200	429,600	
	86				375,700	430,100	
	87				376,100	430,800	
	88				376,600	431,500	

	89				377,100	431,700	
	90				377,600		
	91				378,100		
	92				378,600		
	93				378,900		
	94				379,300		
	95				379,800		
	96				380,200		
	97				380,700		
	98				381,000		
	99				381,500		
	100				381,900		
	101				382,500		
	102				382,800		
	103				383,300		
	104				383,700		
	105				384,300		
再任用職員		214,300	219,500	249,500	278,900	319,600	348,400

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700

	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	476,100
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	476,500
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	476,900
	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	477,200
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
	53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
	54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
	55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
	56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
	57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
	58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	
	59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	
	60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	
	61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000	
	62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500	454,200	
	63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800	454,400	
	64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100	454,600	
	65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400	455,000	
	66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700		
	67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000		
	68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300		
	69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500		
	70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800		
	71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100		
	72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400		
	73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600		
	74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900		
	75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200		
	76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500		
	77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700		
	78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000		
	79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300		
	80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600		
	81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800		
	82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100		
	83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400		
	84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700		
	85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900		
	86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700			
	87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000			
	88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200			

再任
用職
員以
外の
職員

89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400
94	299,800	323,400	349,800	383,400	415,300	
95	300,900	324,800	351,300	384,000	415,700	
96	302,200	326,100	352,800	384,500	416,100	
97	303,300	327,300	354,100	384,900	416,400	
98	304,500	328,600	355,300	385,300		
99	305,700	329,900	356,400	385,900		
100	306,900	331,200	357,600	386,400		
101	308,100	332,600	358,700	386,800		
102	309,100	333,500	359,800	387,300		
103	310,200	334,600	360,900	387,900		
104	311,200	335,800	362,100	388,400		
105	312,000	336,900	363,300	388,700		
106	312,600	338,000	363,800	389,100		
107	313,200	339,000	364,400	389,600		
108	313,900	340,100	365,000	389,900		
109	314,400	341,300	365,600	390,200		
110	314,900	342,300	366,100	390,700		
111	315,400	343,300	366,600	391,200		
112	316,000	344,200	367,100	391,700		
113	316,800	345,100	367,500	392,000		
114	317,500	346,000	367,900	392,500		
115	318,200	347,000	368,500	393,000		
116	318,900	348,000	369,000	393,500		
117	319,500	349,000	369,400	393,800		
118	320,300	349,500	369,900	394,300		
119	321,000	350,100	370,500	394,800		
120	321,800	350,700	371,000	395,300		
121	322,400	351,000	371,100	395,700		
122	322,700	351,400	371,700	396,200		
123	323,200	351,900	372,200	396,600		
124	323,700	352,300	372,600	397,100		
125	324,000	352,700	373,100	397,500		
126		353,100	373,600	398,000		
127		353,600	374,100	398,400		
128		354,000	374,600	398,900		
129		354,400	374,900	399,300		
130		354,800	375,400			
131		355,200	375,900			
132		355,600	376,400			
133		355,800	376,700			
134		356,300	377,200			
135		356,700	377,600			
136		357,000	378,000			

	137		357,300	378,300						
	138		357,700	378,800						
	139		358,200	379,300						
	140		358,700	379,800						
	141		359,000	380,100						
	142		359,500							
	143		360,000							
	144		360,500							
	145		360,800							
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	
	40	228,000	283,400	349,000	402,300	

	41	229,700	285,200	351,100	404,000
	42	231,400	287,600	353,200	405,400
	43	233,000	289,900	355,200	406,700
	44	234,600	292,400	357,300	408,200
	45	236,200	294,500	359,200	409,800
	46	237,600	297,000	361,200	411,100
	47	238,900	299,300	363,200	412,600
	48	240,100	302,000	365,200	414,200
	49	241,600	304,400	366,900	415,900
	50	243,100	306,800	368,700	417,300
	51	244,300	309,300	370,600	418,900
	52	245,800	311,600	372,600	420,400
	53	247,000	313,900	374,500	422,100
	54	248,200	316,100	376,300	423,600
	55	249,600	318,200	378,100	425,200
	56	250,700	320,400	379,800	426,800
	57	252,000	322,600	381,300	428,300
	58	253,100	324,700	382,900	429,800
	59	254,200	326,900	384,600	431,000
	60	255,400	328,900	386,300	432,200
	61	256,700	331,000	387,500	433,400
	62	258,000	333,100	388,900	434,700
	63	259,400	335,300	390,300	436,000
	64	260,600	337,500	391,600	437,200
	65	261,900	339,400	393,000	438,400
	66	263,400	341,600	394,200	439,600
	67	264,900	343,700	395,600	440,800
	68	266,600	345,900	397,000	442,000
	69	268,100	347,800	398,300	443,200
	70	269,500	349,700	399,600	444,400
	71	270,900	351,800	401,000	445,600
	72	272,300	353,800	402,300	446,800
	73	273,400	355,500	403,600	447,900
	74	274,800	357,400	405,000	448,500
	75	276,200	359,200	406,400	449,000
	76	277,400	361,100	407,700	449,500
	77	278,800	363,000	408,900	450,000
	78	280,000	364,700	410,100	
	79	281,200	366,400	411,400	
	80	282,400	368,000	412,800	
	81	283,500	369,500	414,100	
	82	284,700	371,000	415,300	
	83	285,900	372,500	416,300	
	84	287,100	373,900	417,500	
	85	288,300	375,000	418,700	
	86	289,400	376,400	419,900	
	87	290,500	377,800	421,100	
	88	291,700	379,100	422,100	

再任
用職員
以外の
職員

89	292,900	380,400	423,200
90	294,000	381,700	424,200
91	295,200	382,900	425,200
92	296,400	384,200	426,200
93	297,100	385,500	427,100
94	298,100	386,600	427,900
95	299,200	387,900	428,700
96	300,400	389,100	429,500
97	301,400	390,500	430,300
98	302,500	391,500	430,700
99	303,500	392,600	431,100
100	304,600	393,600	431,500
101	305,500	394,500	431,900
102	306,600	395,500	432,200
103	307,700	396,600	432,500
104	308,700	397,700	432,800
105	309,300	398,400	433,100
106	310,200	399,300	433,400
107	311,000	400,200	433,700
108	311,800	401,100	433,900
109	312,700	401,900	434,100
110	313,100	402,800	434,400
111	313,500	403,600	434,700
112	314,000	404,400	434,900
113	314,600	405,000	435,100
114	315,000	405,700	435,400
115	315,500	406,400	435,700
116	316,000	407,100	435,900
117	316,600	407,700	436,100
118	317,100	408,200	
119	317,500	408,600	
120	318,000	409,000	
121	318,500	409,400	
122	318,900	409,700	
123	319,400	410,000	
124	319,900	410,200	
125	320,500	410,400	
126	320,800	410,700	
127	321,100	411,000	
128	321,400	411,200	
129	321,600	411,400	
130	321,900	411,700	
131	322,200	412,000	
132	322,500	412,200	
133	322,700	412,400	
134	322,900	412,700	
135	323,100	413,000	
136	323,400	413,200	

	137	323,700	413,400			
	138	323,900	413,700			
	139	324,200	414,000			
	140	324,500	414,200			
	141	324,700	414,400			
	142	324,900	414,700			
	143	325,200	415,000			
	144	325,400	415,200			
	145	325,700	415,400			
	146	325,900	415,700			
	147	326,200	416,000			
	148	326,500	416,200			
	149	326,700	416,400			
	150	326,900				
	151	327,200				
	152	327,500				
	153	327,700				
再任用職員		233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

- 備考 (一) この表は、県立高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	

	41	228,700	259,800	349,900	373,100
	42	230,400	262,200	351,700	374,500
	43	232,000	264,400	353,500	375,900
	44	233,600	266,600	355,200	377,400
	45	235,300	268,800	357,000	378,900
	46	236,800	271,000	358,700	380,500
	47	238,200	273,200	360,200	382,100
	48	239,600	275,200	361,800	383,600
	49	241,000	277,500	363,100	385,000
	50	242,400	279,500	364,600	386,500
	51	243,900	281,400	366,200	388,000
	52	245,100	283,400	367,800	389,400
	53	246,200	285,200	369,300	390,600
	54	247,600	287,600	370,800	391,900
	55	248,800	289,900	372,300	393,000
	56	250,000	292,400	373,800	394,100
	57	251,200	294,500	375,300	395,500
	58	252,400	297,000	376,700	396,700
	59	253,500	299,300	378,100	397,900
	60	254,700	302,000	379,400	399,200
	61	256,100	304,400	380,300	400,400
	62	257,300	306,800	381,500	401,400
	63	258,500	309,300	382,700	402,800
	64	259,400	311,600	383,800	404,100
	65	260,400	313,900	384,700	405,300
	66	261,800	316,100	385,900	406,400
	67	263,200	318,200	386,900	407,600
	68	264,700	320,400	388,000	408,700
	69	266,300	322,600	389,200	409,700
	70	267,800	324,700	390,200	410,900
	71	269,300	326,900	391,300	412,100
	72	270,700	328,900	392,500	413,300
	73	271,800	331,000	393,500	413,900
	74	273,000	333,100	394,600	414,700
	75	274,300	335,300	395,700	415,400
	76	275,500	337,500	396,800	415,900
	77	276,900	339,300	397,700	416,200
	78	278,000	341,200	398,600	416,600
	79	279,200	343,100	399,600	417,000
	80	280,400	344,900	400,600	417,400
	81	281,600	346,700	401,400	417,700
	82	282,500	348,500	402,200	418,100
	83	283,700	350,100	402,900	418,500
	84	284,900	351,900	403,700	418,800
	85	285,900	353,200	404,400	419,100
	86	286,800	354,800	405,200	419,500
	87	287,700	356,300	405,900	419,900
	88	288,700	357,800	406,600	420,200

再任
用職
員以
外の
職員

89	289,800	359,200	407,200	420,500
90	290,700	360,500	407,900	420,800
91	291,600	361,900	408,400	421,100
92	292,500	363,300	409,100	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	
95	294,300	367,400	410,200	
96	295,100	368,600	410,500	
97	295,900	369,600	410,800	
98	296,700	370,600	411,100	
99	297,500	371,600	411,400	
100	298,200	372,600	411,600	
101	299,100	373,500	411,800	
102	299,600	374,500	412,100	
103	300,100	375,500	412,400	
104	300,600	376,500	412,600	
105	300,800	377,300	412,800	
106	301,200	378,200	413,100	
107	301,500	379,100	413,400	
108	301,700	380,100	413,600	
109	301,900	380,900	413,800	
110	302,100	381,900	414,100	
111	302,400	382,900	414,400	
112	302,700	383,900	414,600	
113	302,900	384,500	414,800	
114	303,100	385,400	415,100	
115	303,300	386,300	415,400	
116	303,600	387,200	415,600	
117	303,900	388,000	415,800	
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		
130		396,800		
131		397,300		
132		397,800		
133		398,100		
134		398,400		
135		398,700		
136		399,000		

	137		399,300			
	138		399,600			
	139		399,900			
	140		400,200			
	141		400,500			
	142		400,800			
	143		401,100			
	144		401,400			
	145		401,600			
	146		401,900			
	147		402,200			
	148		402,400			
	149		402,600			
	150		402,900			
	151		403,200			
	152		403,400			
	153		403,600			
	154		403,900			
	155		404,200			
	156		404,400			
	157		404,600			
	158		404,900			
	159		405,200			
	160		405,400			
	161		405,600			
再任用職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

- 備考（一） この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びにこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- （二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第2

号 給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

別記第3

号 給	給料月額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

号 給	給料月額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係

平成28年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数	2
第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比	2
第3表 職員の平均給与月額	3
第4表 行政職給料表の年齢階層別、学歴別人員及び平均給料月額	3
第5表 給料表別・級別平均給与月額	4
第6表 給料表別・級別・号給別人員	6
第7表 再任用職員の適用給料表別・級別人員	22
第8表 給料表別・性別・年齢別人員	23
第9表 扶養手当の支給状況	25
第10表 管理職手当の支給状況	26
第11表 住居手当の支給状況	27
第12表 通勤方法	28
第13表 通勤手当の支給状況	29
第14表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員	30
第15表 交通用具使用者の通勤距離別人員	32
第16表 単身赴任手当の支給状況	34
第17表 年次有給休暇の取得状況	35

2 民間給与関係

平成28年職種別民間給与実態調査の概要	37
第18表 産業別・企業規模別調査事業所数	38
第19表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	38
第20表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	39
第21表 民間における初任給の状況	51
第22表 民間における昇給制度の状況	51
第23表 民間における家族手当の支給状況	52
第24表 民間における住宅手当の状況	53
第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	53
第26表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金の状況	53

3 生計費及び労働経済関係

第27表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費	54
第28表 労働経済指標	55

1 職員給与関係

平成28年職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与の実態を把握するとともに、給与制度についての基礎資料を得ることを目的として実施した。

(2) 調査対象

平成28年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第43号）の適用を受ける者とした。一般職の職員のうち調査から除外した者を掲げると、次のとおりである。

ア 技能労務職員

イ 企業局及び病院局に勤務する職員

ウ 無給派遣職員

エ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年大分県条例第1号）の規定により派遣されている職員（ウに該当する職員を除く。）

オ 休職者

カ 非常勤職員

キ 臨時的任用職員

(3) 調査事項

平成28年4月分の給与、学歴、年齢、経験年数等について調査した。

第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数

区分 給料表	職員数	性別人員		学歴別人員				平均年齢	平均経験年数
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
全職種	15,502	9,686	5,816	13,027	628	1,842	5	44.3	22.0
行政職	4,257	3,062	1,195	3,008	225	1,024		42.7	20.8
研究職	229	172	57	226	3			41.5	18.6
医療職(一)	16	12	4	16				43.9	20.5
医療職(二)	232	112	120	194	38			42.3	19.3
海事職	39	37	2	11	14	9	5	43.0	22.3
公安職	2,032	1,899	133	1,267	15	750		38.5	17.1
教育職(一)	2,669	1,663	1,006	2,559	51	59		46.4	23.6
教育職(二)	6,028	2,729	3,299	5,746	282			46.7	23.9

(注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第7表を除き第17表までにおいて同じ。)

2 任期付研究員は在職していない(以下第17表までにおいて同じ。)

第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比

区分 給料表	計	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職種	100.0	62.5	37.5	84.0	4.1	11.9	0.0
行政職	100.0	71.9	28.1	70.7	5.3	24.0	
研究職	100.0	75.1	24.9	98.7	1.3		
医療職(一)	100.0	75.0	25.0	100.0			
医療職(二)	100.0	48.3	51.7	83.6	16.4		
海事職	100.0	94.9	5.1	28.2	35.9	23.1	12.8
公安職	100.0	93.5	6.5	62.4	0.7	36.9	
教育職(一)	100.0	62.3	37.7	95.9	1.9	2.2	
教育職(二)	100.0	45.3	54.7	95.3	4.7		

(注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第3表 職員の平均給与月額

給与種目	区分	行政職給料表適用職員		全 職 員	
		平成 28 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 27 年
給 料		円 331,419	円 335,531	円 365,409	円 370,216
扶 養 手 当		11,196	11,784	10,466	10,821
管 理 職 手 当		8,234	7,159	5,941	5,655
地 域 手 当		1,015	622	413	316
住 居 手 当		6,243	5,994	6,216	5,917
そ の 他		573	475	1,833	1,661
合 計 (平均給与月額)		358,680	361,565	390,278	394,586

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額、平成27年切替えに伴う経過措置額等を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当等である。

第4表 行政職給料表の年齢階層別、学歴別人員及び平均給料月額

年齢階層	学歴	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		計	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
	歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18～24		194	188,280	16	174,875	103	167,900	313	180,888
25～29		383	211,933	13	200,608	34	204,935	430	211,037
30～34		296	249,223	16	254,856	62	250,121	374	249,613
35～39		366	297,031	25	285,872	91	290,733	482	295,263
40～44		422	345,725	31	342,513	169	343,658	622	345,003
45～49		441	379,759	34	374,838	208	372,771	683	377,386
50～54		500	400,471	58	386,133	208	392,767	766	397,294
55～59		406	428,437	32	409,553	149	407,338	587	422,052
60～									
合 計		3,008	328,368	225	335,530	1,024	336,161	4,257	330,621
平均年齢		42.2		44.3		44.1		42.7	

- (注) この表でいう平均給料月額には、平成27年切替えに伴う経過措置額等を含むが給料の調整額は含まない。

第5表 給料表別・級別平均給与月額

給料表	級	職 員		平 均 給 与 月 額						
		人 員	構 成 比	給 料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	そ の 他	計
全 職 種		人	%	円	円	円	円	円	円	円
		15,502	100.0	365,409	10,466	5,941	413	6,216	1,833	390,278
行 政 職	1	368	8.6	187,685	865			9,290	82	197,922
	2	461	10.8	213,397	2,559		1,270	12,523	83	229,832
	3	672	15.8	278,100	8,954		1,072	8,147	126	296,399
	4	1,297	30.5	355,887	13,071		607	5,688	364	375,617
	5	990	23.3	396,884	16,843	2,005	385	3,469	620	420,206
	6	144	3.4	407,296	15,167	59,220	5,599	2,656	2,292	492,230
	7	253	5.9	434,194	13,698	68,371	2,709	2,826	1,897	523,695
	8	55	1.3	457,487	11,455	92,641	4,647		7,091	573,321
	9	17	0.4	491,635	14,088	126,165	5,889			637,777
	計	4,257	27.5	331,419	11,196	8,234	1,015	6,243	573	358,680
研 究 職	1									
	2	68	29.7	242,978	1,051			10,469	882	255,380
	3	142	62.0	378,135	16,996			6,760	423	402,314
	4	16	7.0	435,794	15,594			1,688		453,076
	5	3	1.3	482,233	4,333	29,714				516,280
	計	229	1.5	343,393	11,998	389		7,418	524	363,722
医 療 職 (一)	1	2	12.5	310,200			49,632	13,500	307,800	681,132
	2	4	25.0	381,325	4,875		61,792		307,800	755,792
	3	2	12.5	482,300	21,250		80,568		212,150	796,268
	4	8	50.0	560,088	9,375	95,663	106,420		202,488	974,034
	計	16	0.1	474,438	8,563	47,831	84,933	1,688	243,188	860,641
医 療 職 (二)	1									
	2	21	9.1	222,062	310			12,343	15,714	250,429
	3	31	13.4	254,016	2,306			14,642	12,581	283,545
	4	50	21.6	284,890	4,640			6,240	6,998	302,768
	5	108	46.6	386,765	11,528			2,462	2,001	402,756
	6	10	4.3	419,680	14,550	61,739		5,400		501,369
	7	12	5.2	440,408	10,333	66,520				517,261
	計	232	1.5	336,356	7,864	6,102		5,797	5,543	361,662
海 事 職	1									
	2	1	2.6	264,300						264,300
	3	10	25.6	279,470	11,700			17,400	3,000	311,570
	4	26	66.7	370,990	20,115			7,000	2,308	400,413
	5	1	2.6	424,100	13,000				30,000	467,100
	6	1	2.6	450,400	36,000	46,300				532,700
	計	39	0.3	348,185	17,667	1,187		9,128	3,077	379,244

給料表	級	職 員		平 均 給 与 月 額						
		人 員	構 成 比	給 料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	そ の 他	計
		人	%	円	円	円	円	円	円	円
公 安 職	1	143	7.0	199,479	364			1,233		201,076
	2	258	12.7	226,442	2,973			11,142		240,557
	3	496	24.4	267,145	12,648		732	14,232	1,700	296,457
	4	551	27.1	349,697	19,555		223	6,643	5,808	381,926
	5	346	17.0	393,920	21,842		273	4,075	6,987	427,097
	6	140	6.9	426,351	20,657		643	3,477	5,786	456,914
	7	26	1.3	447,048	16,308	51,267			12,692	527,315
	8	52	2.6	462,681	17,087	71,943	1,068	1,000	4,615	558,394
	9	20	1.0	476,605	16,850	90,690			16,500	600,645
	計	2,032	13.1	321,523	14,747	3,390	357	7,735	4,021	351,773
教 育 職 (一)	1	34	1.3	304,605	7,971			9,956		322,532
	2	2,437	91.3	398,609	10,936			6,677	148	416,370
	特2	54	2.0	443,173	18,389			3,219	1,667	466,448
	3	92	3.4	461,058	15,908	48,501		3,877	4,239	533,583
	4	52	1.9	483,946	12,212	67,485		4,913	4,038	572,594
	計	2,669	17.2	402,128	11,246	2,987		6,519	393	423,273
教 育 職 (二)	1									
	2	5,106	84.7	380,795	7,440			6,030	1,293	395,558
	特2	134	2.2	427,649	13,821			2,031	1,432	444,933
	3	404	6.7	432,744	13,389	45,959		3,270	6,539	501,901
	4	384	6.4	449,951	10,314	55,484		2,264	4,932	522,945
	計	6,028	38.9	389,724	8,164	6,615		5,517	1,879	411,899

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額、平成27年切替えに伴う経過措置額等を含む。
2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
3 その他は、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当等である。
4 計の構成比は、各給料表の合計人員の全職員に対する構成比である。
5 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある。

第6表 給料表別・級別・号給別人員

1 行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		7							
3		3							
4		5							
5		41							
6		14							1
7		10							
8		3							
9		51							
10	10	7							
11		21	11				1		
12	5	7	10						
13	5	45	13	1					
14	3	8	29						14
15	1	21	9						
16	11	14	14						
17		41	8						
18	5	14	25						
19		12	15						
20	4	7	16						
21	15	46	17						
22	4	14	28	9					
23	2	12	12	10					
24	5	6	5	11					
25	14	36	16	6					
26	1	3	25	22				2	
27	2	1	19	11				2	
28	1	3	13	20				5	
29	5	13	13	13				24	
30	96	1	25	17				4	
31		1	21	7			1	8	
32	6		23	25			27	8	
33	49	1	14	9			53		
34	9	1	45	16			8		
35	9		15	18			2		
36	1		26	40			21		
37	3	1	11	17			21		
38	14	1	39	27			10	1	
39			14	14			7		
40	3		7	35			5		
41	8	1	5	11			12		
42	9		13	25	1		9		1
43	5		2	13			23		
44	3	1	6	40			13		
45	2	1	14	14		1	10		
46	7		5	32	1		10		
47	3		5	13			7		
48	5		2	45			2		
49	2		8	13			2		
50	5			30			3		
51			3	18	3		2		
52	1		7	22	4		30		
53	1		5	10	2		9		
54	3		3	3	5		7		
55				8	2		3	2	
56	1		1	16	2		28		
57	2		1	14	14		4		
58			3	42	6				
59	2		2	13	6				
60	2		1	39	2				
61	2		2	13	8				
62				12	4				
63	2		1	32	15	1			
64	1		3	28	15				
			1	30	9				

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66	7		3	17	5				
67			1	25	28				
68	1		2	18	20	1			
69	1		1	22	19				
70	1		2	13	17				
71				21	11				
72				17	9				
73	3			23	36				
74	1		1	12	26	1			
75				17	21	18			
76	1			13	7	1			
77	2			3	6	6			
78			2	4	44	8			
79			2	20	30	2			
80				5	22	2			
81				9	43	9			
82				4	29	4			
83				18	26	4			
84			1	6	28				
85			1	6	26				
86			1	1	31				
87			1	1	34				
88				3	20				
89				7	21				
90				13	21				
91				4	52				
92			1	8	25				
93				9	19				
94				3	117				
95			1	15	3				
96			2	11	6				
97				8	4				
98				6	85				
99			1	14					
100			1	5					
101			1	15					
102			1	37					
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110			1						
111									
112									
113			16						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
人員計	368	461	672	1,297	990	144	253	55	17

適用職員数	4,257人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示した（以下第6表の各表において同じ。）。

2 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		6			
6					
7					
8		3			
9		2	1		
10		1	2		
11			1		
12		2			
13					
14		2	2		
15					
16		5	1		
17			2		
18			5		
19		1			
20		5			
21		1			
22		3	2		
23		1			
24		4			
25		1			
26		2	3		
27		2			
28		7	3		
29		1	1		
30		1	1		
31		1			1
32		3	1		
33		2			
34			1		
35		1			
36		5	1		
37		2	1		1
38		1	1		
39					
40		1			
41			2		
42			1		
43		1	1		1
44			1		
45					
46			1		
47				5	
48					
49					
50			1		
51		1			
52			2		
53			1		
54			3		
55					
56			1		
57			1		
58			3		
59			2		
60			1		
61					
62			4		
63					
64			3		

給号	1級	2級	3級	4級	5級
65	人	人	人	人	人
66			2		
67			1		
68			2		
69			4		
70			4		
71			1	1	
72			3	2	
73				8	
74			5		
75			1		
76			5		
77					
78			1		
79			2		
80					
81					
82			1		
83					
84			1		
85					
86			3		
87			3		
88			1		
89			45		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
人員計		68	142	16	3

適用職員数	229人
-------	------

3 医療職給料表(-) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8		2		
9				
10				
11				
12			1	
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20	2	1		
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36		1		1
37				
38				
39				1
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				2
50				
51				1
52				

給号 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
53	人	人	人	人
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				3
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
人員計	2	4	2	8

適用職員数	16 人
-------	------

4 医療職給料表(二) (保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8		1	1				
9		1	2	3			
10							
11		1	5	3			
12		1	1				
13			1	9			
14							
15		1	2	1			
16		1	3				
17			7	9			
18							
19		1	4	1			
20		1	1		1		
21		1		4	4		
22		6					
23				1			
24		2	1	1	1		
25				1			
26					1		
27					2		
28							5
29				1			
30		1					
31					1		
32							1
33				1			2
34					2		
35		1		3	3		
36				1			
37				1			2
38			1				
39					3		1
40				1			
41				2			
42					1		
43					4		1
44					1		
45				1	1		
46							
47				1	1		
48			1				
49				1	1		
50					1		
51							
52							
53					3		
54					3		
55		1	1	2	1		
56							
57					1		
58					2	1	
59							
60					1		

給号 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61	人	人	人	人	人	人	人
62							
63					2		
64					3		
65							
66							
67							
68					4	3	
69						3	
70					2		
71				1			
72						1	
73					2	2	
74					2		
75					2		
76					1		
77							
78							
79							
80					2		
81							
82					1		
83							
84							
85					1		
86					6		
87					1		
88							
89							
90					2		
91					2		
92					1		
93							
94					1		
95					1		
96					3		
97					30		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
人員計		21	31	50	108	10	12

適用職員数	232人
-------	------

5 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	人	人	人	人	人	人
2			1			
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9			1			
10						
11						
12			1			
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26				1		
27			1			
28						
29						
30			1			
31						
32				1		
33						
34						
35			1			
36						
37				1		1
38			1	1		
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50				1	1	
51						
52						
53						
54						
55						
56				1		

給号 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57	人	人	人	人	人	人
58				1		
59				1		
60						
61						
62						
63				2		
64						
65		1		1		
66			2			
67						
68						
69			1			
70						
71				3		
72						
73				1		
74				1		
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87				1		
88				2		
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98				2		
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105				5		
人員計		1	10	26	1	1

適用職員数	39人
-------	-----

6 公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6	20								
7		20							
8									
9									
10	14	1							
11	9								
12	1	18							
13									
14	7	2							
15	3	1							
16		13							
17		3							
18		2							
19		2							
20	2	17	1						
21			3	1	2				
22			15		2				
23	43	3	9	2	4				
24	1	34	33		6				
25		5	5		4				
26	16	3	11	2	3				
27	6	5	2	8	7				
28	6	35	14	1	4				
29	1	6	30	5	8				
30	2	12	4	2	7				
31	3	9	15	7	3				
32		34	3	4	4				5
33		4	22	7	6				
34	1	4	5	3	3				3
35	1		24	12	4				3
36		2	16	6	2				
37		2	26	6	3				3
38		1	10	10	4				
39	2	3	14	16	3				
40		2	13	9	3				
41			22	18	4	2			4
42		2	12	6	6	1			
43	3	1	16	13	5	1			
44	1	3	11	11	4			1	
45			16	12	3	4		1	1
46		3	10	14	6			10	
47			17	11	5	1		3	
48		1	10	11	8			2	
49			8	11	8			1	1
50		3	8	10	1	2			
51		1	5	13	4			1	
52			9	6	3	1	1	2	
53			12	5	4		3		
54		1	4	5	3	2	3		
55			4	5	2	3	4		
56	1		5	8	4			2	
57			8	5	4	1		5	
58			5	6	2	1			
59			8	3	3	1		2	
60			5	5	5	2	1		
61			4	3	4	2		4	
62				6	3				
63			1	3	1	2			
64			3	8	3	1		1	
65			2	1	3	2		17	
66			1	4	3	5			
67				7	1				
68			1	7	6	4			
69				6	9	3	1		
70			1	5	6	2			
71				3	4				
72			2	5	7				
73				4	7	1			
74			2	5	3	4			
75			2	2	4	1			
76			1			2			

給号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78			1	3	3	1			
79			1	4	4	2			
80			1	2	7	1			
81				2	3	3			
82			1	2	5	2	3		
83			1	5	3	1			
84				4		2	3		
85			1	2	5	1			
86				1	5	2	7		
87				4	4				
88				2	2	26			
89				2	3	2			
90				4	2	17			
91				2	5	4			
92				4	2	6			
93				1	1				
94				2	3	19			
95				7	1				
96				2	4				
97				2	3				
98					53				
99				3					
100				1					
101				2					
102				4					
103				5					
104				1					
105				6					
106									
107				2					
108				1					
109				4					
110				8					
111				1					
112				3					
113				2					
114				1					
115				2					
116				3					
117				2					
118				3					
119				13					
120				7					
121				8					
122				6					
123				6					
124				5					
125				4					
126				7					
127				9					
128				1					
129				27					
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	143	258	496	551	346	140	26	52	20

適用職員数	2,032人
-------	--------

7 教育職給料表(-) (県立学校に勤務する校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、)
 養護教諭、助教諭、実習助手等に適用

号給 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		9			
6					
7					
8		4			
9		1			
10		1			
11					
12		9			
13		5			
14		4			
15					
16		8			
17		8			
18					
19		2			
20		7			
21		5			
22		3			
23					
24		12			
25		3			
26		4			
27		8			1
28		13			
29		4			1
30		6			
31		1			3
32		8			
33		8			1
34		2			
35		4			5
36	1	7			1
37		8			40
38		6			
39		8			
40		6			
41		7			
42		9			
43		3			
44		17			
45		10			
46		4			
47		9			
48		8			
49		8			
50		9			
51		13			
52		16			
53		15			
54		13		1	
55		8			
56	1	19			
57		9		2	
58		13		1	
59		10		3	
60		24		5	
61		13		1	
62		15	1	3	
63		5			
64		29		2	
65	1	6		1	
66		15		3	
67		12		6	
68	1	29		3	
69	1	4		3	
70		21		4	
71	1	6		7	
72	2	17	1	6	
73	1	16		2	
74	1	30	1	4	
75		7		6	
76		21		3	
77	1	14		26	
78	1	28			
79	1	6			
80	2	21	1		

給号	1級	2級	特2級	3級	4級
81		13	2		
82		44	1		
83	1	15	1		
84	1	20	1		
85		15	1		
86		53	2		
87	1	11	2		
88		22	5		
89		13	3		
90	3	35	2		
91		12	4		
92		41	1		
93	1	6	5		
94		24	3		
95		15	2		
96		38	1		
97		19	1		
98	2	23	4		
99		18			
100		30			
101		24	1		
102		19	2		
103		12	1		
104	1	49	2		
105		17	3		
106	1	12			
107		17			
108		24			
109		32			
110		15			
111		18			
112		29			
113	1	11			
114	2	18			
115		30			
116	1	21			
117		12			
118		17			
119		28			
120	1	37			
121		8			
122	1	38			
123		34			
124	1	1			
125					
126		4			
127		3			
128		18			
129		9			
130		30			
131		56			
132		11			
133		21			
134		47			
135		57			
136		13			
137		20			
138		23			
139		57			
140		13			
141		13			
142		54			
143		46			
144		40			
145		65			
146		53			
147		28			
148		16			
149		37			
150					
151					
152					
153	1				
人員計	34	2,437	54	92	52

適用職員数	2,669人
-------	--------

8 教育職給料表(二) (市町村立の小学校、中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					
10		1			
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		61			
18		1			
19		1			1
20		50			4
21		23			11
22		7			20
23		3			41
24		43			2
25		16			6
26		6			9
27		5			58
28		60			8
29		25			5
30		13			18
31		8			20
32		37			7
33		20			26
34		17			12
35		9			12
36		38			14
37		17			110
38		20			
39		12			
40		38			
41		15			
42		9			
43		20			
44		29			
45		17			
46		16			
47		17			
48		31			
49		10			
50		16			
51		22			
52		27			
53		13			
54		19			
55		17			
56		32			
57		21			
58		21			
59		23			
60		23			
61		21			
62		25			
63		21		1	
64		26			
65		16			
66		26			
67		20	1		
68		29	1	1	
69		17		1	
70		26			
71		26		2	
72		36		1	
73		17		4	
74		23		13	
75		31		33	
76		25		29	
77		22	1	3	
78		23	1	14	
79		14	5	24	
80		34	5	21	
81		22	3	3	
82		24	2	13	
83		22	1	14	
84		23	4	17	

給号	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
85		12	1	13	
86		31	3	15	
87		19	1	25	
88		25	1	7	
89		21	4	14	
90		33	11	9	
91		13	7	6	
92		31	5	12	
93		30	10	109	
94		41	12		
95		23	7		
96		36	5		
97		27	4		
98		39	7		
99		31	4		
100		39	5		
101		23			
102		29	3		
103		19	1		
104		41			
105		22	3		
106		22	2		
107		16	1		
108		25	2		
109		42	6		
110		22	1		
111		28			
112		28	1		
113		51	3		
114		18			
115		50			
116		51			
117		60			
118		26			
119		37			
120		44			
121		49			
122		36			
123		16			
124		54			
125		47			
126		36			
127		39			
128		36			
129		24			
130		66			
131		36			
132		77			
133		10			
134		42			
135		70			
136		19			
137		12			
138		5			
139		4			
140		29			
141		11			
142		65			
143		125			
144		30			
145		24			
146		63			
147		122			
148		22			
149		57			
150		52			
151		117			
152		8			
153		24			
154		66			
155		90			
156		54			
157		178			
158		144			
159		139			
160		106			
161		298			
人員計		5,106	134	404	384

適用職員数	6,028人
-------	--------

第7表 再任用職員の適用給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	54		1		53						
研究職	3				3						
医療職(二)	4				1	3					
公安職	19		1		6	12					
教育職(一)	53		53								
教育職(二)	105		105								
再任用職員計	238										
60歳	125										
61歳	58										
62歳	36										
63歳	12										
64歳	7										

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
教育職(一)	7		7			
教育職(二)	1		1			
再任用職員計	8					
60歳	1					
61歳						
62歳	2					
63歳	3					
64歳	2					

第8表 給料表別・性別・年齢別人員

給料表 年齢	全 職 種			行 政 職		研 究 職		医 療 職 (一)		医 療 職 (二)		海 事 職		公 安 職		教 育 職 (一)		教 育 職 (二)	
	計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
16																			
17																			
18	25	16	9	5	3									11	6				
19	36	30	6	9	3									21	3				
20	53	38	15	10	11									28	4				
21	47	29	18	15	10									14	6				2
22	205	108	97	46	41		3					1		45	10	1	7	15	36
23	219	111	108	46	34	3	2				3			41	5	1	5	20	59
24	225	118	107	44	36	3	3				1	1	1	40	6	4	10	26	50
25	261	135	126	52	46	2	4	1	1	2	3			41	5	8	14	29	53
26	259	145	114	48	40	4	2			4	3			56	9	5	8	28	52
27	267	153	114	51	40	4	4			2	4			63	8	5	13	28	45
28	270	167	103	55	32	6	4			2	8		1	57	7	11	12	36	39
29	225	145	80	44	22	1	2			4	4	1		59	1	11	11	25	40
30	236	146	90	53	24	6	4	2		1	3			51	3	6	8	27	48
31	264	162	102	51	16	4	3	1		3	6	1		69	8	14	16	19	53
32	260	148	112	52	28	4				4	6	2		49	1	8	21	29	56
33	271	164	107	42	23	2	2			1	8			74	7	18	14	27	53
34	274	161	113	56	29	4	3			1	2	1		63	4	11	32	25	43
35	282	180	102	50	24	3	1	1	1	1	1			73	2	20	20	32	53
36	346	227	119	67	35		2			5	3			75	9	34	24	46	46
37	353	221	132	70	35	2	2			2	4			73	7	34	30	40	54
38	326	207	119	78	21	1	2			2	5	1		46	2	40	28	39	61
39	348	213	135	73	29	2	1			2	1	3		39	4	41	33	53	67
40	330	198	132	77	27	3	1			1	4	3		51	3	32	33	31	64
41	406	242	164	83	36	2	2			5	4	2		37	2	50	51	63	69
42	458	275	183	93	40	5	1			1	6	2		48	3	55	55	71	78
43	464	280	184	102	46	4	1			2	2	1		36	2	71	49	64	84
44	414	236	178	77	41	6				1	3	2		40	2	53	51	57	81
45	460	278	182	111	33	9	2			4	5			36	1	52	41	66	100
46	437	254	183	75	43	6	1		1	2	4	2		34		57	37	78	97
47	524	346	178	110	38	10	2		1	7	2			38	1	73	37	108	97
48	527	331	196	116	35	8				1	1	2		36	1	75	34	93	125
49	515	329	186	100	22	7				2	1	1		26		78	40	115	123
50	560	360	200	91	35	9				3	3	1		32		97	37	127	125
51	591	377	214	120	23	10	2			2	2	3		25	1	94	39	123	147
52	654	424	230	127	29	12	1			3	1	2		31		95	47	154	152
53	679	448	231	134	30	6		2		5	3			60		89	29	152	169
54	691	441	250	140	37	3				5	2	1		44		97	33	151	178
55	669	426	243	117	24	3		2		13	5			46		81	19	164	195
56	579	397	182	100	23	3				7	1	1		34		72	17	180	141
57	605	404	201	114	21	5		1		4				55		70	20	155	160
58	460	320	140	93	21	2		1		2	3	2		44		51	17	125	99
59	426	295	131	65	9	8				6	3	1		58		49	14	108	105
60以上	1	1						1											
合 計	15,502	9,686	5,816	3,062	1,195	172	57	12	4	112	120	37	2	1,899	133	1,663	1,006	2,729	3,299

第9表 扶養手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者数	扶養親族数					受給者 1人 当たり 平均 扶養 人数	受給者 1人 当たり 平均 手当 額	職員 1人 当たり 平均 手当 額
			配偶者	配偶者を 除く扶 養1人 及び 2人	配偶者を 欠く扶 養1人	その他	計			
全職種	15,502	7,839	4,478	10,551	308	1,535	16,872	2.2	20,698	10,466
行政職	4,257	2,238	1,381	3,040	86	415	4,922	2.2	21,296	11,196
研究職	229	121	88	163	2	28	281	2.3	22,707	11,998
医療職(一)	16	6	6	5		1	12	2.0	22,833	8,563
医療職(二)	232	97	45	120	8	21	194	2.0	18,809	7,864
海事職	39	28	21	40	1	10	72	2.6	24,607	17,667
公安職	2,032	1,349	1,127	1,774	8	251	3,160	2.3	22,214	14,747
教育職(一)	2,669	1,432	776	1,972	66	305	3,119	2.2	20,960	11,246
教育職(二)	6,028	2,568	1,034	3,437	137	504	5,112	2.0	19,163	8,164

第10表 管理職手当の支給状況

支給区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	10種	受給者計	手当受給者1人当たり 平均手当月額
受給者	人 13	人 4	人 70	人 8	人 129	人 82	人 292	人 142	人 460	人 373	人 1,573	円 58,550

第11表 住居手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者					配偶者の 居住する 借家・間		職員1人 たり均 当平手 当額
		受給者数			受給者1人 当たり平均 手当月額	受給者数	受給者1 人当たり 平均手 当月額		
		手当月額 11,000円 未満の 受給者	手当月額 11,000円以上 27,000円未満 の受給者	手当月額 27,000円 以上の受給者					
全職種	15,502	3,895	20	1,994	1,881	24,717	9	11,178	6,217
行政職	4,257	1,084	4	550	530	24,517			6,243
研究職	229	70		36	34	24,269			7,418
医療職(一)	16	1			1	27,000			1,688
医療職(二)	232	54		28	26	24,907			5,797
海事職	39	14		7	7	25,429			9,128
公安職	2,032	629	2	334	293	24,896	5	11,900	7,736
教育職(一)	2,669	683	1	284	398	25,434	2	12,700	6,518
教育職(二)	6,028	1,360	13	755	592	24,439	2	7,850	5,516

第12表 通勤方法

区分 給料表	職員数	交通機関				交通用具			交通機関 交通用具 併用	徒歩
		鉄道	バス	その他	交通機関 併用	自動車	原動機付 自転車	自転車		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全職種	15,502	361	599		38	11,427	284	804	886	1,103
行政職	4,257	280	492		29	2,020	61	479	430	466
研究職	229	3	5			174	2	11	21	13
医療職(一)	16	2	1		1	2		2	4	4
医療職(二)	232	17	13			158		6	26	12
海事職	39					33				6
公安職	2,032	33	69			928	211	268	6	517
教育職(一)	2,669	17	8		4	2,356	2	18	228	36
教育職(二)	6,028	9	11		4	5,756	8	20	171	49
比率 (全職種)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	100.0	2.3	3.9		0.2	73.7	1.8	5.2	5.7	7.1
		6.4				80.7				

(注) 1 「その他」は、船等である。

2 比率は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第13表 通勤手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者数				受給者1人当たり平均手当額				職員1人当たり平均手当額
		計	交通機関 利 用	交通用具 使 用	交通機関 交通用具 併 用	計	交通機関 利 用	交通用具 使 用	交通機関 交通用具 併 用	
	人	人	人	人	人	円	円	円	円	円
全 職 種	15,502	12,839	996	10,957	886	14,078	13,297	10,229	62,552	11,659
行 政 職	4,257	3,370	799	2,141	430	18,927	13,310	12,382	61,955	14,983
研 究 職	229	204	8	175	21	19,699	14,558	14,200	67,486	17,549
医 療 職 (一)	16	10	4	2	4	39,458	32,378	2,500	65,017	24,661
医 療 職 (二)	232	211	30	155	26	21,149	18,613	13,306	70,833	19,235
海 事 職	39	33		33		8,494		8,494		7,187
公 安 職	2,032	1,194	102	1,086	6	5,195	8,402	4,881	7,498	3,053
教 育 職 (一)	2,669	2,412	29	2,155	228	17,422	24,039	12,105	66,839	15,745
教 育 職 (二)	6,028	5,405	24	5,210	171	11,023	10,461	9,472	58,347	9,884

第14表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員

所要額 (円) 給料表	4,000	4,000	6,000	8,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000	24,000	26,000	28,000	30,000	32,000
	未満	以上	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
全 職 種	16	157	158	264	102	94	68	12	27	8	5	6	2	6	1	6
行 政 職	12	110	130	225	85	74	57	8	21	7	4	4	1	6	1	5
研 究 職		2	1	1		1		1	1							
医 療 職 (一)						1						1	1			
医 療 職 (二)	1	2	2	4	6	3	3		4			1				
海 事 職																
公 安 職	1	34	15	29	7	8	6	2								
教 育 職 (一)	1	4	3	2	2	6	1		1							
教 育 職 (二)	1	5	7	3	2	1	1	1		1	1					1

(注) 交通用具との併用者を除く。

34,000 ～	36,000 ～	38,000 ～	40,000 ～	42,000 ～	44,000 ～	46,000 ～	48,000 ～	50,000 ～	52,000 ～	54,000 ～	56,000 ～	58,000 ～	60,000 ～	62,000 ～	64,000 ～	65,000 ～	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
			2	1	2	1	2		3		4	10	3	5		33	998
			1		1		2		2		4	9	2	4		26	801
				1													8
																1	4
												1		1		2	30
																	102
			1		1	1			1				1			4	29
																	24

第15表 交通用具使用者の通勤距離別人員

給料表	距離 (km)		2 未満	2 以上	4 ～	7 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～
	種 類										
全職種	自動車等	人	1,207	1,829	2,029	1,389	1,659	1,136	646	551	444
	自転車等		351	296	124	22	11				
	高速道路等計		1,558	2,125	2,153	1,411	1,670	1,136	646	551	444
行政職	自動車等		199	252	279	236	264	184	89	123	136
	自転車等		220	151	89	13	6				
	高速道路等計		419	403	368	249	270	184	89	123	136
研究職	自動車等		9	13	24	25	20	17	10	9	15
	自転車等		3	7	1						
	高速道路等計		12	20	25	25	20	17	10	9	15
医療職(一)	自動車等			2							
	自転車等		2								
医療職(二)	自動車等		8	20	22	14	13	15	21	13	14
	自転車等		1	3	2						
	高速道路等計		9	23	24	14	13	15	21	13	14
海事職	自動車等			6	7	6	4			1	3
	自転車等										
公安職	自動車等		218	352	171	127	169	70	17	10	3
	自転車等		103	124	28	8	5				
	高速道路等計		321	476	199	135	174	70	17	10	3
教育職(一)	自動車等		212	318	376	203	314	267	164	144	122
	自転車等		9	6	3						
教育職(二)	自動車等		561	866	1,150	778	875	583	345	251	151
	自転車等		13	5	1	1					
	高速道路等計		574	871	1,151	779	875	583	345	251	151

- (注) 1 交通機関との併用者を除く。
 2 「自動車等」には、高速道路等利用者を含まない。
 3 「高速道路等」とは、高速道路等の有料道路の利用者をいう。

35 ~	40 ~	45 ~	50 ~	55 ~	60 ~	65 ~	70 ~	75 ~	80 ~	85 ~	計
人 327	人 162	人 125	人 93	人 39	人 38	人 11	人 9	人 6	人 11	人 11	人 11,711 804 707 13,222
4 331	27 189	80 205	164 257	113 152	46 84	55 66	67 76	47 53	23 23	81 92	
113	61	55	35	13	22	7	5	2		6	2,081 479
2 115	8 69	16 71	66 101	48 61	18 40	22 29	35 40	29 31	12 12	50 56	306 2,866
10	6	10	4	2	2						176 11
		1	2	3	1	2	2	2	2	2	17
10	6	11	6	5	3	2	2	2	2	2	204
											2 2 3 7
				1 1					1 1	1 1	
12		1	2	2						1	158 6
			4	4	4	3	5	2		3	25
12		1	6	6	4	3	5	2		4	189
1	1	2	1							1	33
1	1	2	1							1	33
1	1										1,139 268
1	1										1,407
97	47	35	35	13	5	2	1	1		2	2,358 18
2 99	12 59	30 65	51 86	40 53	14 19	16 18	17 18	9 10	4 4	15 17	210 2,586
93	46	22	16	9	9	2	3	3		1	5,764 20
	7	33	41	17	9	12	8	5	4	10	146
93	53	55	57	26	18	14	11	8	4 4	11	5,930

第16表 単身赴任手当の支給状況

手当額(円) 給料表	30,000	34,000	36,000	38,000	46,000	54,000	62,000	76,000	82,000	88,000	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 職 種	118	133	98	88	3	3	2	16	2	2	465
行 政 職	8	19	12	20		3	2	11		2	77
研 究 職				2							2
医 療 職 (一)											
医 療 職 (二)											
海 事 職					2			2			4
公 安 職	95	89	55	22				2			263
教 育 職 (一)	4	7	13	10	1						35
教 育 職 (二)	11	18	18	34				1	2		84

第17表 年次有給休暇の取得状況

区分 給料表	平均使用 限度日数	使 用 日 数																						計		
		0日	2日 未満	2日 以上	4日 ～	6日 ～	8日 ～	10日 ～	12日 ～	14日 ～	16日 ～	18日 ～	20日 ～	22日 ～	24日 ～	26日 ～	28日 ～	30日 ～	32日 ～	34日 ～	36日 ～	38日 ～	40日	職員数	平均使用 日 数	平 均 使用 率
	日・時間	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日・時間	%
全 職 種	38・0	198	634	1,292	1,494	1,749	1,831	1,711	1,529	1,415	1,164	957	453	197	128	68	27	13	10	7	7	3		14,887	10・5	28.1
行 政 職	37・6	78	136	294	410	490	526	447	398	411	342	301	155	57	41	19	10	6	2	2	2	2		4,129	10・7	29.3
研 究 職	37・3	3	3	14	22	26	30	21	26	27	16	19	6	1	3	1	1		1		1			221	11・4	31.0
医 療 職(一)	35・2	3		3		1			2	1	1	1			1									13	8・7	25.4
医 療 職(二)	37・2	5	8	9	19	30	32	28	17	22	16	24	9	2	4	1			1					227	11・2	30.7
海 事 職	36・2	2	2		1		1	2	1	5	6	13	2		1									36	14・7	41.4
公 安 職	38・5	55	207	315	323	281	221	171	133	85	60	35	23	13	11	5	5	1		1	2	1		1,948	7・3	19.4
教 育 職(一)	38・1	15	102	207	202	266	290	307	263	259	254	239	100	43	21	11	2	3	3	4	2			2,593	11・3	30.4
教 育 職(二)	38・0	37	176	450	517	655	731	735	689	605	469	325	158	81	46	31	9	3	3					5,720	10・7	28.9

(注) 平成28年4月1日現在に在職する職員(平成27年12月31日の時点で在職していた職員に限る。)の平成27年中における年次有給休暇の使用状況である。

2 民間給与関係

平成28年職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、例年のとおり人事院と共同して職種別民間給与実態調査を実施した。その概要は次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、平成28年4月現在における県内民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 376事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他職種54職種）

(3) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(2)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織・規模・産業により12層に層化し、これらの層から135事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第18表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(4) 集計

ア 調査実人員

初任給関係250人（行政職に相当する調査実人員212人）、初任給関係以外の調査職種4,968人（行政職に相当する調査実人員4,077人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、19,386人であり、行政職に相当するものは12,632人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第18表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	126	35	60	31
農 業、林 業、漁 業、 鉱 業、建 設 業	15	2	8	5
製 造 業	54	16	23	15
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業、 情 報 通 信 業、運 輸 業	22	9	8	5
卸 売 ・ 小 売 業	3	1	2	-
金 融 ・ 保 険 業、 不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	6	3	3	-
教 育、学 習 支 援 業、医 療、 福 祉、サ ー ビ ス 業	26	4	16	6

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し調査不能の事業所が9あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下、各表において同じ。）。

第19表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	183,103	196,007	180,818	170,717
	短 大 卒	162,641	171,525	159,161	148,142
	高 校 卒	152,460	158,172	149,448	146,687
新 卒 技 術 者	大 学 卒	186,733	192,149	186,640	178,950
	短 大 卒	168,656	170,140	169,627	160,520
	高 校 卒	152,233	151,315	154,946	151,718
計	大 学 卒	184,560	194,316	182,931	174,833
	短 大 卒	164,848	170,970	162,554	153,768
	高 校 卒	152,330	153,378	151,755	148,656

(注) 1 採用のある事業所について平均したものである。

2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものである。

備考 職員（行政職）の場合、上級試験で採用された職員の初任給は183,300円、中級試験で採用された職員の初任給は163,200円、初級試験で採用された職員の初任給は149,000円である。

第20表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種（公民給与比較職種）

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	51.5	705,065		705,065	構成員50人以上の支店（社）の 長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	5	51.5	705,065		705,065	
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	工 場 長	2	54.0	773,455		773,455	構成員50人以上の工場の長（取 締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	2	54.0	773,455		773,455	
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	事 務 部 長	94	53.0	516,094	92	516,002	2 課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	64	53.0	518,491	101	518,390	
	短 大 卒	4	49.6	446,452		446,452	
	高 校 卒	26	53.7	522,206	86	522,120	
	中 学 卒						
	技 術 部 長	40	50.4	550,176	104	550,072	同 上
	大 学 卒	20	49.8	543,701	11	543,690	
	短 大 卒	3	53.5	566,098	677	565,421	
	高 校 卒	17	50.9	557,139	167	556,972	
中 学 卒							
事 務 部 次 長	49	50.5	472,067	4,406	467,661	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
大 学 卒	34	49.7	483,940	1,504	482,436		
短 大 卒	2	46.3	569,872	86,389	483,483		
高 校 卒	13	53.5	422,343		422,343		
中 学 卒							
技 術 部 次 長	12	49.9	452,656	12,014	440,642	同 上	
大 学 卒	6	44.7	467,648	877	466,771		
短 大 卒	x	x	x	x	x		
高 校 卒	4	56.3	455,362	33,637	421,725		
中 学 卒	x	x	x	x	x		
事 務 課 長	155	49.5	454,742	4,453	450,289	2 係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大 学 卒	87	48.9	479,429	5,128	474,301		
短 大 卒	12	49.5	379,152	1,648	377,504		
高 校 卒	56	50.4	441,968	4,317	437,651		
中 学 卒							

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考		
			きま ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 課 長	184	48.5	502,681	14,477	488,204	2 係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
	大 学 卒	84	47.2	517,970	20,053	497,917		
	短 大 卒	14	45.8	477,545	30,126	447,419		
	高 校 卒	86	50.3	492,336	6,295	486,041		
	中 学 卒							
	事 務 課 長 代 理	91	46.3	419,929	37,011	382,918		前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
	大 学 卒	54	44.8	438,187	38,263	399,924		
	短 大 卒	11	47.1	403,672	45,941	357,731		
	高 校 卒	24	48.9	386,231	28,177	358,054		
	中 学 卒	2	53.5	424,312	46,212	378,100		
	技 術 課 長 代 理	67	43.5	425,343	40,792	384,551		同 上
	大 学 卒	28	41.9	408,989	46,118	362,871		
	短 大 卒	11	40.0	441,553	52,520	389,033		
	高 校 卒	28	46.2	436,524	31,426	405,098		
	中 学 卒							
	事 務 係 長	238	44.0	350,475	35,076	315,399		係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	113	41.8	361,452	42,170	319,282		
	短 大 卒	26	44.8	358,442	30,931	327,511		
	高 校 卒	98	46.1	336,217	28,324	307,893		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
技 術 係 長	230	45.6	429,417	40,440	388,977	同 上		
大 学 卒	63	43.5	460,324	52,700	407,624			
短 大 卒	15	46.2	366,690	33,991	332,699			
高 校 卒	150	46.2	425,590	36,840	388,750			
中 学 卒	2	44.0	336,960	74,168	262,792			
事 務 主 任	195	41.0	327,988	40,348	287,640	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者 係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任中間 職（係長-係員間）		
大 学 卒	90	37.9	332,983	41,748	291,235			
短 大 卒	33	41.5	297,181	34,043	263,138			
高 校 卒	72	44.9	334,880	41,264	293,616			
中 学 卒								
技 術 主 任	219	42.9	423,616	78,487	345,129	同 上		
大 学 卒	69	42.2	405,696	87,086	318,610			
短 大 卒	22	40.2	369,240	55,574	313,666			
高 校 卒	128	43.7	443,710	77,176	366,534			
中 学 卒								
事 務 係 員	1,350	36.8	258,777	23,798	234,979			
大 学 卒	549	33.6	272,215	27,331	244,884			
短 大 卒	211	36.5	244,715	21,301	223,414			
高 校 卒	588	39.8	251,301	21,450	229,851			
中 学 卒	2	53.9	244,773	6,850	237,923			

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事務・技術関係職種	技術係員	1,146	37.2	323,313	54,122	269,191	
	大学卒	522	35.0	334,274	62,421	271,853	
	短大卒	128	34.4	309,009	45,111	263,898	
	高校卒	495	40.3	314,038	46,745	267,293	
	中学校卒	x	x	x	x	x	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。
- 4 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下2から4において同じ)。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事務・技術関係職種	支店長	5	51.5	705,065		705,065	行政職 9級
	大学卒	5	51.5	705,065		705,065	
	短大卒						
	高校卒						
	中学校卒						
	工場長	2	54.0	773,455		773,455	同 上
	大学卒	2	54.0	773,455		773,455	
	短大卒						
	高校卒						
	中学校卒						
	事務部長	28	52.5	585,946	270	585,676	同 上
	大学卒	22	52.5	567,263	336	566,927	
	短大卒						
	高校卒	6	52.4	661,571		661,571	
中学校卒							
技術部長	20	51.1	632,190	241	631,949	同 上	
大学卒	8	51.4	633,977	29	633,948		
短大卒	3	53.5	566,098	677	565,421		
高校卒	9	50.2	646,682	368	646,314		
中学校卒							

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	13	52.3	572,607	22,223	550,384	行政職 9級
	大学卒	7	53.3	640,464	10,295	630,169	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	5	51.0	459,708		459,708	
	中学校卒						
	技術部次長	3	53.5	730,742	63,287	667,455	同 上
	大学卒	2	52.0	739,450	3,415	736,035	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒						
	中学校卒						
	事務課長	86	49.2	539,318	1,538	537,780	行政職 7級、8級
	大学卒	56	48.4	576,087	56	576,031	
	短大卒	5	49.6	373,631		373,631	
	高校卒	25	50.4	535,155	4,807	530,348	
	中学校卒						
	技術課長	115	48.4	555,624	13,754	541,870	同 上
	大学卒	59	47.1	554,764	24,810	529,954	
	短大卒	7	43.8	467,482	1,754	465,728	
	高校卒	49	50.8	571,104	2,018	569,086	
	中学校卒						
	事務課長代理	60	46.2	478,307	50,465	427,842	行政職 5級、6級
	大学卒	39	44.5	503,559	51,947	451,612	
	短大卒	4	49.8	459,277	78,143	381,134	
	高校卒	15	48.8	422,459	38,359	384,100	
中学校卒	2	53.5	424,312	46,212	378,100		
技術課長代理	53	43.0	468,157	42,946	425,211	同 上	
大学卒	22	41.9	450,670	42,089	408,581		
短大卒	10	39.4	460,375	52,037	408,338		
高校卒	21	45.7	489,851	39,946	449,905		
中学校卒							
事務係長	83	44.3	391,054	40,135	350,919	行政職 3級、4級	
大学卒	41	42.7	383,720	43,693	340,027		
短大卒	11	44.6	371,957	38,759	333,198		
高校卒	31	46.1	405,457	36,229	369,228		
中学校卒							
技術係長	137	45.9	457,203	37,141	420,062	同 上	
大学卒	40	45.3	502,396	63,038	439,358		
短大卒	4	54.1	483,161	25,423	457,738		
高校卒	93	45.8	444,765	30,797	413,968		
中学校卒							

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	72	42.7	393,219	56,990	336,229	行政職 2級 (一部は3級、4級)	
	大 学 卒	26	37.7	374,358	54,052	320,306		
	短 大 卒	10	45.2	385,600	54,296	331,304		
	高 校 卒	36	46.1	409,962	59,920	350,042		
	技 術 主 任	137	44.1	458,559	64,004	394,555	同 上	
	大 学 卒	27	43.8	458,025	66,745	391,280		
	短 大 卒	12	42.5	454,589	81,460	373,129		
	高 校 卒	98	44.4	459,168	61,219	397,949		
	事 務 係 員	600	37.7	276,774	27,100	249,674	行政職 1級	
	大 学 卒	252	34.2	289,631	31,428	258,203		
	短 大 卒	76	37.4	261,415	20,497	240,918		
	高 校 卒	271	40.6	269,984	25,159	244,825		
			x	x	x	x	x	
	技 術 係 員	699	37.6	328,206	50,756	277,450	同 上	
	大 学 卒	312	35.4	340,211	58,755	281,456		
	短 大 卒	74	34.1	311,564	39,285	272,279		
	高 校 卒	312	40.7	318,553	44,498	274,055		
			x	x	x	x	x	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長					行政職 7級、8級
	大 学 卒					
	短 大 卒					同 上
	高 校 卒					
	工 場 長					同 上
	大 学 卒					
	短 大 卒					同 上
	高 校 卒					

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きま って 支給 する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部長	56	53.3	502,771	42	502,729	行政職 7級、8級
	大学卒	36	53.2	502,572	10	502,562	
	短大卒	4	49.6	446,452		446,452	
	高校卒	16	54.3	517,381	126	517,255	
	技術部長	17	50.2	493,227		493,227	同 上
	大学卒	10	48.5	489,548		489,548	
	短大卒	7	52.8	498,726		498,726	
	事務部次長	33	50.0	455,185		455,185	同 上
	大学卒	26	49.4	461,215		461,215	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	6	54.2	422,056		422,056	
	技術部次長	9	49.1	387,496		387,496	同 上
	大学卒	4	42.2	373,747		373,747	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	3	56.3	390,467		390,467	
	事務課長	48	49.5	370,790	7,663	363,127	行政職 5級、6級
	大学卒	29	49.7	369,699	9,386	360,313	
	短大卒	4	50.3	357,653		357,653	
	高校卒	15	49.1	376,430	6,299	370,131	
	技術課長	52	48.2	416,979	7,040	409,939	同 上
大学卒	20	46.6	437,212	3,987	433,225		
短大卒	5	46.0	406,444		406,444		
高校卒	27	49.8	403,842	10,659	393,183		
事務課長代理	23	45.1	348,650	17,628	331,022	行政職 4級	
大学卒	13	44.8	333,652	14,932	318,720		
短大卒	6	45.2	386,285	35,053	351,232		
高校卒	4	46.2	341,945		341,945		
技術課長代理	10	44.9	336,213	43,766	292,447	同 上	
大学卒	6	41.8	321,400	54,584	266,816		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	3	51.7	362,781	18,478	344,303		

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	119	43.4	337,379	34,450	302,929	行政職 3級
	大 学 卒	61	41.3	355,404	42,018	313,386	
	短 大 卒	13	45.0	360,586	30,031	330,555	
	高 校 卒	44	45.6	305,401	25,822	279,579	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	技 術 係 長	66	44.8	358,557	37,988	320,569	同 上
	大 学 卒	18	40.9	390,263	25,635	364,628	
	短 大 卒	8	44.8	322,950	35,247	287,703	
	高 校 卒	38	46.8	351,354	42,798	308,556	
	中 学 卒	2	44.0	336,960	74,168	262,792	
	事 務 主 任	105	40.2	301,933	34,737	267,196	行政職 2級 (一部は 3級)
	大 学 卒	55	38.2	326,867	40,067	286,800	
	短 大 卒	20	38.7	275,807	31,541	244,266	
	高 校 卒	30	44.9	274,239	27,261	246,978	
	技 術 主 任	72	41.9	388,442	98,463	289,979	同 上
	大 学 卒	38	41.8	386,154	96,149	290,005	
	短 大 卒	7	37.6	283,724	31,403	252,321	
	高 校 卒	27	43.0	416,217	117,447	298,770	
	事 務 係 員	588	35.6	245,118	21,450	223,668	行政職 1級
	大 学 卒	266	33.0	257,864	23,514	234,350	
短 大 卒	115	35.5	235,419	23,037	212,382		
高 校 卒	207	39.2	233,820	17,863	215,957		
技 術 係 員	368	36.7	316,296	62,526	253,770	同 上	
大 学 卒	182	34.5	325,473	71,290	254,183		
短 大 卒	40	35.6	301,476	55,239	246,237		
高 校 卒	146	39.9	307,737	52,510	255,227		

4 企業規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒						行政職 6級、7級
工 場 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒						同 上
事 務 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	10	52.2	434,141		434,141	同 上
	6	52.3	474,401		474,401	
	4	52.0	373,750		373,750	
技 術 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	3	47.7	446,200		446,200	同 上
	2	51.0	492,550		492,550	
	x	x	x	x	x	
事 務 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	3	50.7	338,033		338,033	同 上
	x	x	x	x	x	
技 術 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	2	56.5	344,300		344,300	同 上
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	21	50.6	383,549	5,991	377,558	行政職 5級
	2	45.0	367,570	38,745	328,825	
	3	48.0	431,756	9,442	422,314	
	16	51.8	376,508	1,250	375,258	
技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	17	50.3	491,596	46,401	445,195	同 上
	5	50.4	510,245	46,304	463,941	
	2	52.0	732,107	224,269	507,838	
	10	49.9	434,169	10,877	423,292	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きま って 支給 する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	8	50.8	356,388	32,978	323,410	行政職 4級
	大学卒	2	48.0	363,076	34,476	328,600	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	5	51.6	354,252	34,357	319,895	
	中学校卒						
	技術課長代理	4	43.0	308,504	12,048	296,456	同 上
	大学卒						
	短大卒	4	43.0	308,504	12,048	296,456	
	高校卒						
	中学校卒						
	事務係長	36	45.8	324,667	27,768	296,899	行政職 3級
	大学卒	11	42.9	334,369	38,514	295,855	
	短大卒	2	43.5	286,362	6,312	280,050	
	高校卒	23	47.3	323,358	24,494	298,864	
	中学校卒						
	技術係長	27	45.1	410,416	75,186	335,230	同 上
	大学卒	5	39.0	401,785	83,324	318,461	
	短大卒	3	37.3	307,058	44,651	262,407	
	高校卒	19	47.9	429,007	77,865	351,142	
	中学校卒						
事務主任	18	39.6	238,089	10,074	228,015	行政職 2級 (一部は 3級)	
大学卒	9	36.4	239,619	12,964	226,655		
短大卒	3	53.7	232,527		232,527		
高校卒	6	37.3	238,577	10,777	227,800		
中学校卒							
技術主任	10	35.9	314,662	71,703	242,959	同 上	
大学卒	4	37.3	334,501	95,951	238,550		
短大卒	3	39.3	302,433	30,289	272,144		
高校卒	3	30.7	300,439	80,786	219,653		
中学校卒							
事務係員	162	37.6	227,195	17,267	209,928	行政職 1級	
大学卒	31	33.8	238,609	24,323	214,286		
短大卒	20	38.7	226,315	12,767	213,548		
高校卒	110	38.4	223,738	16,253	207,485		
中学校卒	x	x	x	x	x		
技術係員	79	33.6	285,605	55,073	230,532	同 上	
大学卒	28	32.1	283,067	58,962	224,105		
短大卒	14	32.9	315,336	58,968	256,368		
高校卒	37	35.1	276,276	50,656	225,620		
中学校卒							

その2 その他の職種

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
技能・労務関係職種	電話交換手	4	36.3	226,663	6,029	220,634	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	6	55.4	369,973	73,950	296,023	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守衛	x	x	x	x	x	
	用務員	x	x	x	x	x	
研究関係職種	研究所長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部(課)長	2	48.4	695,825		695,825	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	5	42.9	457,824	68,417	389,407	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	14	44.3	532,027	48,764	483,263	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）
	研究員	17	34.6	324,114	34,989	289,125	
研究補助員							
医療関係職種	病院長	2	56.5	1,672,679	137,300	1,535,379	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	3	54.3	1,456,599	201,751	1,254,848	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	19	48.9	1,239,184	241,581	997,603	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	23	38.3	1,001,232	185,159	816,073	
	歯科医師						

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考		
			きま って 支給 する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	5	49.0	478,272	21,959	456,313	部下に薬剤師2人以上	
	薬 剤 師	22	29.4	339,900	32,082	307,818		
	診療放射線技師	45	39.9	382,502	29,670	352,832		
	臨床検査技師	48	40.9	326,151	25,231	300,920		
	栄 養 士	27	39.4	300,221	15,899	284,322		
	理学療法士	68	32.8	287,952	7,749	280,203		
	作業療法士	54	29.5	277,988	10,846	267,142		
	総看護師長	8	55.0	458,981	3,031	455,950	部下に看護師長5人以上	
	看護師長	85	46.3	398,179	19,036	379,143	部下に看護師又は准看護師5人以上	
	看護師	214	38.2	327,061	32,597	294,464		
准看護師	72	43.8	262,197	25,447	236,750			
教 育 関 係 職 種	大 学	学 部 長	10	61.9	616,592		616,592	
		教 授	38	55.3	530,419		530,419	
		准 教 授	28	50.0	447,120		447,120	
		講 師	17	41.4	372,329		372,329	
		助 教	4	33.8	326,675		326,675	
	高 等 学 校	校 長	x	x	x	x	x	
		教 頭	x	x	x	x	x	
		教 諭	46	47.9	410,264	6,940	403,324	

その3 再雇用者

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考
			きま って支 給す る給 与(A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長・工場長						その1の1企業規模計の備考欄参照
┌ 60歳男性						
事務・技術部長	3	61.0	564,094	23,094	541,000	
┌ 60歳男性	x	-	x	x	x	
事務・技術部次長	3	65.0	358,307		358,307	
┌ 60歳男性						
事務・技術課長	7	62.0	307,385	4,613	302,772	
┌ 60歳男性	3	-	313,136	10,763	302,373	
事務・技術課長代理	2	63.0	568,370		568,370	
┌ 60歳男性	x	-	x	x	x	
事務・技術係長	2	62.0	329,450		329,450	
┌ 60歳男性						
事務・技術主任	2	64.0	420,949	84,349	336,600	
┌ 60歳男性						
事務・技術係員	124	62.7	242,609	15,048	227,561	
┌ 60歳男性	17	-	227,080	15,290	211,790	

第21表 民間における初任給の状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし %
			増 額	据置き	減 額	
			%	%	%	
大 学 卒	規 模 計	24.3	(35.8)	(64.2)	(-)	75.7
	500 人 以 上	29.9	(29.3)	(70.7)	(-)	70.1
	100 人 以 上 500 人 未 満	24.5	(39.2)	(60.8)	(-)	75.5
	100 人 未 満	16.1	(40.0)	(60.0)	(-)	83.9
高 校 卒	規 模 計	16.3	(26.5)	(73.5)	(-)	83.7
	500 人 以 上	15.5	(21.0)	(79.0)	(-)	84.5
	100 人 以 上 500 人 未 満	19.5	(27.5)	(72.5)	(-)	80.5
	100 人 未 満	9.7	(33.3)	(66.7)	(-)	90.3

- (注) 1 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。
 2 それぞれ四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

第22表 民間における定期昇給制度の状況

役職段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり %	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし %
係 員	規 模 計	93.2	39.4	68.6	33.1	6.8
	500 人 以 上	97.9	32.0	83.6	49.2	2.1
	100 人 以 上 500 人 未 満	94.2	48.3	61.2	27.7	5.8
	100 人 未 満	83.9	29.0	64.5	22.6	16.1
課 長 級	規 模 計	70.3	12.5	62.2	34.6	29.7
	500 人 以 上	89.8	45.0	59.0	28.9	10.2
	100 人 以 上 500 人 未 満	77.4	25.8	58.1	16.1	22.6
	100 人 未 満	81.3	31.2	59.8	27.9	18.7

- (注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第23表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない			
81.3%	(94.1%)	[78.8%]	[21.2%]	(5.9%)	18.7%

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
2.3%	11.3%	86.4%

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 家族手当の手当額の定め方

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
78.0%	2.2%	14.9%	4.9%

(注) 1 手当額の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。

2 「配偶者・子等の別」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

その4 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,451円
配偶者と子1人	19,118円
配偶者と子2人	25,156円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第24表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	45.8%
支給しない	54.2%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の上位階層	26,000円以上 27,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計		%	%	%	%	%	%
		58.8	41.2	53.2	46.8	49.7	50.3
	500人以上	57.2	42.8	51.6	48.4	51.3	48.7
	100人以上 500人未満	61.4	38.6	54.3	45.7	48.5	51.5
	100人未満	55.0	45.0	53.1	46.9	50.2	49.8

第26表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割 合	累積割合	割 合	累積割合
31%以上	% 4.4	% 4.4	% 4.6	% 4.6
30%	35.0	39.4	24.5	29.1
29%	—	39.4	—	29.1
28%	—	39.4	—	29.1
27%	—	39.4	—	29.1
26%	—	39.4	—	29.1
25%	60.6	100.0	70.9	100.0

3 生計費及び労働経済関係

平成28年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成28年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）により求めた18歳～26歳の単身勤労者世帯の並数階層の費目別支出金額に消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定した平成28年4月の全国1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する大分市の費目別平均支出額の割合を乗じて算定した。

第27表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費

(平成28年4月)

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	24,220 円	35,780 円	45,620 円	55,450 円	65,290 円
住居関係費	39,730	43,790	39,970	36,160	32,350
被服・履物費	3,030	7,250	8,910	10,570	12,230
雑費Ⅰ	30,690	41,580	58,770	75,960	93,140
雑費Ⅱ	10,190	37,590	37,560	37,540	37,520
計	107,860	165,990	190,830	215,680	240,530

第28表 労働経済指標

項目		年 月	平成27年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成28年 1 月	2 月	3 月	4 月	
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月調査)	大分県	きまって支給する給与	金額(千円)	257.9	254.2	257.0	256.8	254.7	257.3	258.7	259.8	256.2	256.2	256.7	261.8	256.9
			前年同月比(%)	△ 0.2	△ 0.5	0.4	0.6	0.0	0.9	1.3	1.5	△ 0.7	0.0	0.2	1.0	△ 0.4
		(調査産業計) うち所定内給与	金額(千円)	234.4	231.4	233.4	235.0	233.0	234.4	234.9	235.3	231.9	231.2	232.6	236.9	231.2
			前年同月比(%)	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.8	△ 0.4	△ 0.5	0.0	△ 0.3	△ 0.1	△ 2.0	0.0	0.6	1.1	△ 1.4
		うち一般労働者	前年同月比(%)	△ 2.3	△ 2.6	△ 2.2	△ 1.9	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.5	△ 1.2	△ 3.2	0.4	0.6	1.3	△ 1.1
		総実労働時間数	時間数(時間)	161.0	150.3	160.1	162.9	151.5	153.5	159.9	156.8	155.1	148.7	152.2	164.1	159.1
	(調査産業計) うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.3	11.9	11.9	11.8	11.6	12.2	12.4	12.6	12.4	11.9	12.0	13.5	12.7	
	全国	きまって支給する給与	金額(千円)	292.5	286.8	290.1	289.4	287.2	288.1	289.8	289.0	289.3	286.6	288.6	292.0	293.8
			前年同月比(%)	0.5	0.0	0.8	0.6	0.3	0.4	0.6	0.5	0.5	0.2	1.0	1.3	0.5
		(調査産業計) うち所定内給与	金額(千円)	266.5	262.6	265.5	264.5	262.9	263.8	264.3	263.2	263.2	261.8	263.6	266.3	267.6
前年同月比(%)			0.6	0.3	0.8	0.7	0.3	0.3	0.5	0.6	0.5	0.4	1.1	1.2	0.4	
うち一般労働者		前年同月比(%)	0.7	0.3	1.0	1.0	0.5	0.3	0.7	0.8	0.5	0.6	0.9	0.9	0.4	
総実労働時間数		時間数(時間)	155.8	143.0	153.4	155.5	145.4	147.0	149.7	149.6	147.9	140.4	147.0	152.5	153.8	
(調査産業計) うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.4	12.5	12.6	12.7	12.2	12.7	13.0	13.3	13.4	12.3	12.6	13.2	13.3		
生計費 (総家計調査)	消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	大分市	金額(千円)	342.4	284.3	320.1	277.5	270.7	262.8	271.7	407.8	314.2	275.4	280.6	296.0	323.7
			前年同月比(%)	25.7	△ 6.9	17.1	△ 3.3	△ 5.7	△ 12.8	△ 21.4	34.1	△ 5.3	△ 18.9	△ 15.0	△ 15.7	△ 5.5
		全国	金額(千円)	333.1	317.2	293.4	315.5	317.5	299.3	310.4	295.1	340.1	312.8	298.3	335.5	337.3
			前年同月比(%)	1.1	8.1	△ 0.9	1.3	3.7	△ 1.4	△ 1.3	△ 3.6	△ 4.9	△ 2.3	2.4	△ 4.9	△ 7.5
物価	消費者物価指数 (総務省)	大分市	前年同月比(%)	0.5	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.8	0.8	0.6	0.3	0.6	0.0	0.0
		全国	前年同月比(%)	0.6	0.5	0.4	0.2	0.2	0.0	0.3	0.3	0.2	0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.3
雇用	常用雇用指数(厚生労働省)		前年同月比(%)	1.0	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.2	1.2	1.3	1.2	1.0	1.2	0.8
	完全失業率(総務省)		(%)	3.4	3.3	3.4	3.3	3.4	3.4	3.2	3.3	3.3	3.2	3.3	3.2	3.2
	有効求人倍率(厚生労働省)		(倍)	1.17	1.18	1.19	1.21	1.22	1.23	1.24	1.26	1.27	1.28	1.28	1.30	1.34

(注) 1 「きまって支給する給与」、「消費者物価指数」及び「常用雇用指数」は、平成22年基準である。
 2 「きまって支給する給与」、「総実労働時間数」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人以上の数値である。
 3 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は、季節調整値である。